

総 室 発 第 9 1 号

平成 29 年 2 月 10 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村 松 衛

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定により，平成 28 年 8 月 31 日付け総室発第 54 号をもって申請いたしました敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を，下記のとおり一部補正いたします。

記

1. 変更内容

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部を、別添の敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号)の補正前後比較表の補正後欄のとおり変更する(ただし、赤色及び下線は含まない。)

2. 変更理由

(1) 平成 28 年 8 月 31 日付け総室発第 54 号をもって敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請をした後、平成 28 年 2 月 15 日付け総室発第 106 号をもって申請をした敦賀発電所原子炉施設保安規定の変更が、平成 29 年 2 月 2 日付け原規規発第 1702023 号により認可されたことに伴い、その認可年月日及び認可証番号の反映。

(2) 平成 28 年 8 月 31 日付けで変更認可申請を行った、敦賀発電所原子炉施設保安規定を以下のとおり変更する。

【第 1 編 (1 号炉)】

①適用期間の明確化

- ・第 1 条 (目的)
- ・表 1 1 0 - 1 (放出管理目標値)

②運転炉への影響回避に係る確認行為の追加

- ・第 7 4 条 (工事の計画及び実施)

③適用期間に発生する工事解体物の分別に係る記載の追加

- ・第 7 4 条の 2 (管理区域内の工事解体物の分別) を追加
- ・第 1 0 8 条 (放射性固体廃棄物の管理)

④使用済燃料貯蔵池内の燃料配置に係る臨界防止措置の見直し

- ・第 1 0 1 条 (新燃料の貯蔵)
- ・第 1 0 6 条 (使用済燃料の貯蔵)

⑤エリアモニタ (2 号炉との共用) の確保台数の見直し

- ・表 1 2 3 (放射線計測器類)

⑥施設運用管理上の教育項目の明確化及び記載の適正化

- ・表 1 3 9 - 1 (所員への保安教育実施方針 (総括表))
- ・表 1 3 9 - 2 (所員への保安教育実施方針 (放射線業務従事者))
- ・表 1 3 9 - 3 (所員への保安教育実施方針 (運転員))
- ・表 1 4 0 (保安教育実施方針 (協力企業))

⑦記載の適正化

- ・第 9 条 (廃止措置主任者の職務等)
- ・第 1 7 条の 2 (電源機能喪失時等の体制の整備)
- ・表 1 4 1 - 1 (記録)

【第2編（2号炉）】

① 1号炉の適用期間に合わせて記載

- ・表310-1（放出管理目標値）

② エリアモニタ（1号炉との共用）の確保台数の見直し

- ・表323（放射線計測器類）

以上

別 添

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号)
の補正前後比較表

平成 29 年 2 月 10 日

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																																																																																																																																																						
-i-	別紙 (敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯)	別 紙 敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯	別 紙 敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯	本ページは補正なし																																																																																																																																																																																																						
		<table><tr><th></th><th>認可年月日</th><th>認可証番号</th></tr><tr><td>1</td><td>昭和45年 5月18日</td><td>45 原 第 2 7 3 7 号</td></tr><tr><td>2</td><td>昭和45年 9月26日</td><td>45 原 第 6 1 9 6 号</td></tr><tr><td>3</td><td>昭和47年12月28日</td><td>47 原 第 1 1 5 8 0 号</td></tr><tr><td>4</td><td>昭和48年 5月17日</td><td>48 原 第 4 8 7 1 号</td></tr><tr><td>5</td><td>昭和48年 7月 6日</td><td>48 原 第 5 8 3 2 号</td></tr><tr><td>6</td><td>昭和50年 3月13日</td><td>50 原 第 1 8 0 0 号</td></tr><tr><td>7</td><td>昭和50年12月27日</td><td>50 原 第 1 0 3 3 4 号</td></tr><tr><td>8</td><td>昭和51年 5月28日</td><td>51 安 第 3 2 3 7 号</td></tr><tr><td>9</td><td>昭和52年 5月31日</td><td>52安(原規)第127号</td></tr><tr><td>10</td><td>昭和52年10月27日</td><td>52安(原規)第281号</td></tr><tr><td>11</td><td>昭和53年 1月26日</td><td>53安(原規)第15号</td></tr><tr><td>12</td><td>昭和53年 3月15日</td><td>53安(原規)第97号</td></tr><tr><td>13</td><td>昭和53年10月 6日</td><td>53安(原規)第249号</td></tr><tr><td>14</td><td>昭和53年12月 8日</td><td>53安(原規)第353号</td></tr><tr><td>15</td><td>昭和54年 7月10日</td><td>54 資 庁 第 8 3 4 8 号</td></tr><tr><td>16</td><td>昭和54年11月20日</td><td>54 資 庁 第 1 4 8 1 7 号</td></tr><tr><td>17</td><td>昭和55年 5月22日</td><td>55 資 庁 第 6 4 2 8 号</td></tr><tr><td>18</td><td>昭和55年 8月29日</td><td>55 資 庁 第 1 0 6 0 0 号</td></tr><tr><td>19</td><td>昭和56年 8月20日</td><td>56 資 庁 第 1 0 4 4 8 号</td></tr><tr><td>20</td><td>昭和56年11月24日</td><td>56 資 庁 第 1 3 0 5 9 号</td></tr><tr><td>21</td><td>昭和57年 4月24日</td><td>57 資 庁 第 5 4 6 4 号</td></tr><tr><td>22</td><td>昭和57年 7月31日</td><td>57 資 庁 第 1 0 8 8 1 号</td></tr><tr><td>23</td><td>昭和57年11月 8日</td><td>57 資 庁 第 1 5 7 5 4 号</td></tr><tr><td>24</td><td>昭和58年 3月 2日</td><td>58 資 庁 第 3 0 8 5 号</td></tr><tr><td>25</td><td>昭和58年 6月20日</td><td>58 資 庁 第 7 9 4 9 号</td></tr><tr><td>26</td><td>昭和58年 8月29日</td><td>58 資 庁 第 1 1 3 2 4 号</td></tr><tr><td>27</td><td>昭和58年12月14日</td><td>58 資 庁 第 1 5 5 2 2 号</td></tr><tr><td>28</td><td>昭和59年 6月27日</td><td>59 資 庁 第 7 9 0 1 号</td></tr><tr><td>29</td><td>昭和60年 3月13日</td><td>60 資 庁 第 2 0 8 8 号</td></tr><tr><td>30</td><td>昭和60年 6月24日</td><td>60 資 庁 第 8 5 4 5 号</td></tr><tr><td>31</td><td>昭和61年 4月11日</td><td>61 資 庁 第 3 4 7 1 号</td></tr><tr><td>32</td><td>昭和61年 6月19日</td><td>61 資 庁 第 8 0 1 8 号</td></tr></table>		認可年月日	認可証番号	1	昭和45年 5月18日	45 原 第 2 7 3 7 号	2	昭和45年 9月26日	45 原 第 6 1 9 6 号	3	昭和47年12月28日	47 原 第 1 1 5 8 0 号	4	昭和48年 5月17日	48 原 第 4 8 7 1 号	5	昭和48年 7月 6日	48 原 第 5 8 3 2 号	6	昭和50年 3月13日	50 原 第 1 8 0 0 号	7	昭和50年12月27日	50 原 第 1 0 3 3 4 号	8	昭和51年 5月28日	51 安 第 3 2 3 7 号	9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号	10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号	11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号	12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号	13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号	14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号	15	昭和54年 7月10日	54 資 庁 第 8 3 4 8 号	16	昭和54年11月20日	54 資 庁 第 1 4 8 1 7 号	17	昭和55年 5月22日	55 資 庁 第 6 4 2 8 号	18	昭和55年 8月29日	55 資 庁 第 1 0 6 0 0 号	19	昭和56年 8月20日	56 資 庁 第 1 0 4 4 8 号	20	昭和56年11月24日	56 資 庁 第 1 3 0 5 9 号	21	昭和57年 4月24日	57 資 庁 第 5 4 6 4 号	22	昭和57年 7月31日	57 資 庁 第 1 0 8 8 1 号	23	昭和57年11月 8日	57 資 庁 第 1 5 7 5 4 号	24	昭和58年 3月 2日	58 資 庁 第 3 0 8 5 号	25	昭和58年 6月20日	58 資 庁 第 7 9 4 9 号	26	昭和58年 8月29日	58 資 庁 第 1 1 3 2 4 号	27	昭和58年12月14日	58 資 庁 第 1 5 5 2 2 号	28	昭和59年 6月27日	59 資 庁 第 7 9 0 1 号	29	昭和60年 3月13日	60 資 庁 第 2 0 8 8 号	30	昭和60年 6月24日	60 資 庁 第 8 5 4 5 号	31	昭和61年 4月11日	61 資 庁 第 3 4 7 1 号	32	昭和61年 6月19日	61 資 庁 第 8 0 1 8 号	<table><tr><th></th><th>認可年月日</th><th>認可証番号</th></tr><tr><td>1</td><td>昭和45年 5月18日</td><td>45 原 第 2 7 3 7 号</td></tr><tr><td>2</td><td>昭和45年 9月26日</td><td>45 原 第 6 1 9 6 号</td></tr><tr><td>3</td><td>昭和47年12月28日</td><td>47 原 第 1 1 5 8 0 号</td></tr><tr><td>4</td><td>昭和48年 5月17日</td><td>48 原 第 4 8 7 1 号</td></tr><tr><td>5</td><td>昭和48年 7月 6日</td><td>48 原 第 5 8 3 2 号</td></tr><tr><td>6</td><td>昭和50年 3月13日</td><td>50 原 第 1 8 0 0 号</td></tr><tr><td>7</td><td>昭和50年12月27日</td><td>50 原 第 1 0 3 3 4 号</td></tr><tr><td>8</td><td>昭和51年 5月28日</td><td>51 安 第 3 2 3 7 号</td></tr><tr><td>9</td><td>昭和52年 5月31日</td><td>52安(原規)第127号</td></tr><tr><td>10</td><td>昭和52年10月27日</td><td>52安(原規)第281号</td></tr><tr><td>11</td><td>昭和53年 1月26日</td><td>53安(原規)第15号</td></tr><tr><td>12</td><td>昭和53年 3月15日</td><td>53安(原規)第97号</td></tr><tr><td>13</td><td>昭和53年10月 6日</td><td>53安(原規)第249号</td></tr><tr><td>14</td><td>昭和53年12月 8日</td><td>53安(原規)第353号</td></tr><tr><td>15</td><td>昭和54年 7月10日</td><td>54 資 庁 第 8 3 4 8 号</td></tr><tr><td>16</td><td>昭和54年11月20日</td><td>54 資 庁 第 1 4 8 1 7 号</td></tr><tr><td>17</td><td>昭和55年 5月22日</td><td>55 資 庁 第 6 4 2 8 号</td></tr><tr><td>18</td><td>昭和55年 8月29日</td><td>55 資 庁 第 1 0 6 0 0 号</td></tr><tr><td>19</td><td>昭和56年 8月20日</td><td>56 資 庁 第 1 0 4 4 8 号</td></tr><tr><td>20</td><td>昭和56年11月24日</td><td>56 資 庁 第 1 3 0 5 9 号</td></tr><tr><td>21</td><td>昭和57年 4月24日</td><td>57 資 庁 第 5 4 6 4 号</td></tr><tr><td>22</td><td>昭和57年 7月31日</td><td>57 資 庁 第 1 0 8 8 1 号</td></tr><tr><td>23</td><td>昭和57年11月 8日</td><td>57 資 庁 第 1 5 7 5 4 号</td></tr><tr><td>24</td><td>昭和58年 3月 2日</td><td>58 資 庁 第 3 0 8 5 号</td></tr><tr><td>25</td><td>昭和58年 6月20日</td><td>58 資 庁 第 7 9 4 9 号</td></tr><tr><td>26</td><td>昭和58年 8月29日</td><td>58 資 庁 第 1 1 3 2 4 号</td></tr><tr><td>27</td><td>昭和58年12月14日</td><td>58 資 庁 第 1 5 5 2 2 号</td></tr><tr><td>28</td><td>昭和59年 6月27日</td><td>59 資 庁 第 7 9 0 1 号</td></tr><tr><td>29</td><td>昭和60年 3月13日</td><td>60 資 庁 第 2 0 8 8 号</td></tr><tr><td>30</td><td>昭和60年 6月24日</td><td>60 資 庁 第 8 5 4 5 号</td></tr><tr><td>31</td><td>昭和61年 4月11日</td><td>61 資 庁 第 3 4 7 1 号</td></tr><tr><td>32</td><td>昭和61年 6月19日</td><td>61 資 庁 第 8 0 1 8 号</td></tr></table>		認可年月日	認可証番号	1	昭和45年 5月18日	45 原 第 2 7 3 7 号	2	昭和45年 9月26日	45 原 第 6 1 9 6 号	3	昭和47年12月28日	47 原 第 1 1 5 8 0 号	4	昭和48年 5月17日	48 原 第 4 8 7 1 号	5	昭和48年 7月 6日	48 原 第 5 8 3 2 号	6	昭和50年 3月13日	50 原 第 1 8 0 0 号	7	昭和50年12月27日	50 原 第 1 0 3 3 4 号	8	昭和51年 5月28日	51 安 第 3 2 3 7 号	9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号	10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号	11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号	12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号	13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号	14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号	15	昭和54年 7月10日	54 資 庁 第 8 3 4 8 号	16	昭和54年11月20日	54 資 庁 第 1 4 8 1 7 号	17	昭和55年 5月22日	55 資 庁 第 6 4 2 8 号	18	昭和55年 8月29日	55 資 庁 第 1 0 6 0 0 号	19	昭和56年 8月20日	56 資 庁 第 1 0 4 4 8 号	20	昭和56年11月24日	56 資 庁 第 1 3 0 5 9 号	21	昭和57年 4月24日	57 資 庁 第 5 4 6 4 号	22	昭和57年 7月31日	57 資 庁 第 1 0 8 8 1 号	23	昭和57年11月 8日	57 資 庁 第 1 5 7 5 4 号	24	昭和58年 3月 2日	58 資 庁 第 3 0 8 5 号	25	昭和58年 6月20日	58 資 庁 第 7 9 4 9 号	26	昭和58年 8月29日	58 資 庁 第 1 1 3 2 4 号	27	昭和58年12月14日	58 資 庁 第 1 5 5 2 2 号	28	昭和59年 6月27日	59 資 庁 第 7 9 0 1 号	29	昭和60年 3月13日	60 資 庁 第 2 0 8 8 号	30	昭和60年 6月24日	60 資 庁 第 8 5 4 5 号	31	昭和61年 4月11日	61 資 庁 第 3 4 7 1 号	32	昭和61年 6月19日	61 資 庁 第 8 0 1 8 号	
	認可年月日	認可証番号																																																																																																																																																																																																								
1	昭和45年 5月18日	45 原 第 2 7 3 7 号																																																																																																																																																																																																								
2	昭和45年 9月26日	45 原 第 6 1 9 6 号																																																																																																																																																																																																								
3	昭和47年12月28日	47 原 第 1 1 5 8 0 号																																																																																																																																																																																																								
4	昭和48年 5月17日	48 原 第 4 8 7 1 号																																																																																																																																																																																																								
5	昭和48年 7月 6日	48 原 第 5 8 3 2 号																																																																																																																																																																																																								
6	昭和50年 3月13日	50 原 第 1 8 0 0 号																																																																																																																																																																																																								
7	昭和50年12月27日	50 原 第 1 0 3 3 4 号																																																																																																																																																																																																								
8	昭和51年 5月28日	51 安 第 3 2 3 7 号																																																																																																																																																																																																								
9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号																																																																																																																																																																																																								
10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号																																																																																																																																																																																																								
11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号																																																																																																																																																																																																								
12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号																																																																																																																																																																																																								
13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号																																																																																																																																																																																																								
14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号																																																																																																																																																																																																								
15	昭和54年 7月10日	54 資 庁 第 8 3 4 8 号																																																																																																																																																																																																								
16	昭和54年11月20日	54 資 庁 第 1 4 8 1 7 号																																																																																																																																																																																																								
17	昭和55年 5月22日	55 資 庁 第 6 4 2 8 号																																																																																																																																																																																																								
18	昭和55年 8月29日	55 資 庁 第 1 0 6 0 0 号																																																																																																																																																																																																								
19	昭和56年 8月20日	56 資 庁 第 1 0 4 4 8 号																																																																																																																																																																																																								
20	昭和56年11月24日	56 資 庁 第 1 3 0 5 9 号																																																																																																																																																																																																								
21	昭和57年 4月24日	57 資 庁 第 5 4 6 4 号																																																																																																																																																																																																								
22	昭和57年 7月31日	57 資 庁 第 1 0 8 8 1 号																																																																																																																																																																																																								
23	昭和57年11月 8日	57 資 庁 第 1 5 7 5 4 号																																																																																																																																																																																																								
24	昭和58年 3月 2日	58 資 庁 第 3 0 8 5 号																																																																																																																																																																																																								
25	昭和58年 6月20日	58 資 庁 第 7 9 4 9 号																																																																																																																																																																																																								
26	昭和58年 8月29日	58 資 庁 第 1 1 3 2 4 号																																																																																																																																																																																																								
27	昭和58年12月14日	58 資 庁 第 1 5 5 2 2 号																																																																																																																																																																																																								
28	昭和59年 6月27日	59 資 庁 第 7 9 0 1 号																																																																																																																																																																																																								
29	昭和60年 3月13日	60 資 庁 第 2 0 8 8 号																																																																																																																																																																																																								
30	昭和60年 6月24日	60 資 庁 第 8 5 4 5 号																																																																																																																																																																																																								
31	昭和61年 4月11日	61 資 庁 第 3 4 7 1 号																																																																																																																																																																																																								
32	昭和61年 6月19日	61 資 庁 第 8 0 1 8 号																																																																																																																																																																																																								
	認可年月日	認可証番号																																																																																																																																																																																																								
1	昭和45年 5月18日	45 原 第 2 7 3 7 号																																																																																																																																																																																																								
2	昭和45年 9月26日	45 原 第 6 1 9 6 号																																																																																																																																																																																																								
3	昭和47年12月28日	47 原 第 1 1 5 8 0 号																																																																																																																																																																																																								
4	昭和48年 5月17日	48 原 第 4 8 7 1 号																																																																																																																																																																																																								
5	昭和48年 7月 6日	48 原 第 5 8 3 2 号																																																																																																																																																																																																								
6	昭和50年 3月13日	50 原 第 1 8 0 0 号																																																																																																																																																																																																								
7	昭和50年12月27日	50 原 第 1 0 3 3 4 号																																																																																																																																																																																																								
8	昭和51年 5月28日	51 安 第 3 2 3 7 号																																																																																																																																																																																																								
9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号																																																																																																																																																																																																								
10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号																																																																																																																																																																																																								
11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号																																																																																																																																																																																																								
12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号																																																																																																																																																																																																								
13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号																																																																																																																																																																																																								
14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号																																																																																																																																																																																																								
15	昭和54年 7月10日	54 資 庁 第 8 3 4 8 号																																																																																																																																																																																																								
16	昭和54年11月20日	54 資 庁 第 1 4 8 1 7 号																																																																																																																																																																																																								
17	昭和55年 5月22日	55 資 庁 第 6 4 2 8 号																																																																																																																																																																																																								
18	昭和55年 8月29日	55 資 庁 第 1 0 6 0 0 号																																																																																																																																																																																																								
19	昭和56年 8月20日	56 資 庁 第 1 0 4 4 8 号																																																																																																																																																																																																								
20	昭和56年11月24日	56 資 庁 第 1 3 0 5 9 号																																																																																																																																																																																																								
21	昭和57年 4月24日	57 資 庁 第 5 4 6 4 号																																																																																																																																																																																																								
22	昭和57年 7月31日	57 資 庁 第 1 0 8 8 1 号																																																																																																																																																																																																								
23	昭和57年11月 8日	57 資 庁 第 1 5 7 5 4 号																																																																																																																																																																																																								
24	昭和58年 3月 2日	58 資 庁 第 3 0 8 5 号																																																																																																																																																																																																								
25	昭和58年 6月20日	58 資 庁 第 7 9 4 9 号																																																																																																																																																																																																								
26	昭和58年 8月29日	58 資 庁 第 1 1 3 2 4 号																																																																																																																																																																																																								
27	昭和58年12月14日	58 資 庁 第 1 5 5 2 2 号																																																																																																																																																																																																								
28	昭和59年 6月27日	59 資 庁 第 7 9 0 1 号																																																																																																																																																																																																								
29	昭和60年 3月13日	60 資 庁 第 2 0 8 8 号																																																																																																																																																																																																								
30	昭和60年 6月24日	60 資 庁 第 8 5 4 5 号																																																																																																																																																																																																								
31	昭和61年 4月11日	61 資 庁 第 3 4 7 1 号																																																																																																																																																																																																								
32	昭和61年 6月19日	61 資 庁 第 8 0 1 8 号																																																																																																																																																																																																								

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後		備 考
-ii-	別紙 (敦賀発電 所原子炉施 設保安規定 変更認可の 経緯)					本ページは補正なし

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後		備 考																																																																																																																																																																																						
-iii-	別紙 (敦賀発電 所原子炉施 設保安規定 変更認可の 経緯)	<table><thead><tr><th></th><th>認 可 年 月 日</th><th>認 可 証 番 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>68</td><td>平成18年 2月22日</td><td>平成18・01・27原第19号</td></tr><tr><td>69</td><td>平成18年 6月30日</td><td>平成18・06・12原第22号</td></tr><tr><td>70</td><td>平成18年12月12日</td><td>平成18・11・22原第 9号</td></tr><tr><td>71</td><td>平成19年 9月 6日</td><td>平成19・07・31原第24号</td></tr><tr><td>72</td><td>平成19年 9月 7日</td><td>平成19・07・31原第22号</td></tr><tr><td>73</td><td>平成19年12月13日</td><td>平成19・09・28原第42号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>平成19・11・30原第 6号</td></tr><tr><td>74</td><td>平成20年 8月22日</td><td>平成20・07・11原第16号</td></tr><tr><td>75</td><td>平成20年12月12日</td><td>平成20・10・31原第19号</td></tr><tr><td>76</td><td>平成21年 3月26日</td><td>平成21・03・13原第32号</td></tr><tr><td>77</td><td>平成21年 5月13日</td><td>平成21・04・16原第52号</td></tr><tr><td>78</td><td>平成21年 6月29日</td><td>平成21・06・08原第 2号</td></tr><tr><td>79</td><td>平成21年 9月 3日</td><td>平成21・02・19原第18号</td></tr><tr><td>80</td><td>平成21年10月 5日</td><td>平成21・08・21原第18号</td></tr><tr><td>81</td><td>平成21年11月16日</td><td>平成21・10・15原第22号</td></tr><tr><td>82</td><td>平成22年 2月 8日</td><td>平成22・01・05原第 7号</td></tr><tr><td>83</td><td>平成22年 5月20日</td><td>平成22・04・12原第 1号</td></tr><tr><td>84</td><td>平成23年 5月 6日</td><td>平成23・04・08原第38号</td></tr><tr><td>85</td><td>平成23年 5月11日</td><td>平成23・04・21原第13号</td></tr><tr><td>86</td><td>平成24年 1月30日</td><td>平成23・12・14原第 4号</td></tr><tr><td>87</td><td>平成24年 6月21日</td><td>平成24・05・28原第 1号</td></tr><tr><td>88</td><td>平成24年 9月 6日</td><td>20120725原第14号</td></tr><tr><td>89</td><td>平成25年 6月28日</td><td>原管 B 収第130107002号</td></tr><tr><td>90</td><td>平成26年 1月28日</td><td>原管 B 発第1401283号</td></tr><tr><td>91</td><td>平成26年 6月24日</td><td>原規規発第1406243号</td></tr><tr><td>92</td><td>平成27年 6月22日</td><td>原規規発第1506225号</td></tr><tr><td>93</td><td>平成28年 2月18日</td><td>原規規発第1602181号</td></tr><tr><td>94</td><td>平成28年 3月24日</td><td>原規規発第16032415号</td></tr><tr><td>95</td><td>平成28年 4月19日</td><td>原規規発第1604192号</td></tr></tbody></table>			認 可 年 月 日	認 可 証 番 号	68	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第19号	69	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第22号	70	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 9号	71	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第24号	72	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第22号	73	平成19年12月13日	平成19・09・28原第42号			平成19・11・30原第 6号	74	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第16号	75	平成20年12月12日	平成20・10・31原第19号	76	平成21年 3月26日	平成21・03・13原第32号	77	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第52号	78	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 2号	79	平成21年 9月 3日	平成21・02・19原第18号	80	平成21年10月 5日	平成21・08・21原第18号	81	平成21年11月16日	平成21・10・15原第22号	82	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 7号	83	平成22年 5月20日	平成22・04・12原第 1号	84	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第38号	85	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第13号	86	平成24年 1月30日	平成23・12・14原第 4号	87	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 1号	88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号	89	平成25年 6月28日	原管 B 収第130107002号	90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号	91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号	92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号	93	平成28年 2月18日	原規規発第1602181号	94	平成28年 3月24日	原規規発第16032415号	95	平成28年 4月19日	原規規発第1604192号	<table><thead><tr><th></th><th>認 可 年 月 日</th><th>認 可 証 番 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>68</td><td>平成18年 2月22日</td><td>平成18・01・27原第19号</td></tr><tr><td>69</td><td>平成18年 6月30日</td><td>平成18・06・12原第22号</td></tr><tr><td>70</td><td>平成18年12月12日</td><td>平成18・11・22原第 9号</td></tr><tr><td>71</td><td>平成19年 9月 6日</td><td>平成19・07・31原第24号</td></tr><tr><td>72</td><td>平成19年 9月 7日</td><td>平成19・07・31原第22号</td></tr><tr><td>73</td><td>平成19年12月13日</td><td>平成19・09・28原第42号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>平成19・11・30原第 6号</td></tr><tr><td>74</td><td>平成20年 8月22日</td><td>平成20・07・11原第16号</td></tr><tr><td>75</td><td>平成20年12月12日</td><td>平成20・10・31原第19号</td></tr><tr><td>76</td><td>平成21年 3月26日</td><td>平成21・03・13原第32号</td></tr><tr><td>77</td><td>平成21年 5月13日</td><td>平成21・04・16原第52号</td></tr><tr><td>78</td><td>平成21年 6月29日</td><td>平成21・06・08原第 2号</td></tr><tr><td>79</td><td>平成21年 9月 3日</td><td>平成21・02・19原第18号</td></tr><tr><td>80</td><td>平成21年10月 5日</td><td>平成21・08・21原第18号</td></tr><tr><td>81</td><td>平成21年11月16日</td><td>平成21・10・15原第22号</td></tr><tr><td>82</td><td>平成22年 2月 8日</td><td>平成22・01・05原第 7号</td></tr><tr><td>83</td><td>平成22年 5月20日</td><td>平成22・04・12原第 1号</td></tr><tr><td>84</td><td>平成23年 5月 6日</td><td>平成23・04・08原第38号</td></tr><tr><td>85</td><td>平成23年 5月11日</td><td>平成23・04・21原第13号</td></tr><tr><td>86</td><td>平成24年 1月30日</td><td>平成23・12・14原第 4号</td></tr><tr><td>87</td><td>平成24年 6月21日</td><td>平成24・05・28原第 1号</td></tr><tr><td>88</td><td>平成24年 9月 6日</td><td>20120725原第14号</td></tr><tr><td>89</td><td>平成25年 6月28日</td><td>原管 B 収第130107002号</td></tr><tr><td>90</td><td>平成26年 1月28日</td><td>原管 B 発第1401283号</td></tr><tr><td>91</td><td>平成26年 6月24日</td><td>原規規発第1406243号</td></tr><tr><td>92</td><td>平成27年 6月22日</td><td>原規規発第1506225号</td></tr><tr><td>93</td><td>平成28年 2月18日</td><td>原規規発第1602181号</td></tr><tr><td>94</td><td>平成28年 3月24日</td><td>原規規発第16032415号</td></tr><tr><td>95</td><td>平成28年 4月19日</td><td>原規規発第1604192号</td></tr><tr><td>96</td><td>平成29年 2月 2日</td><td>原規規発第1702023号</td></tr></tbody></table>		認 可 年 月 日	認 可 証 番 号	68	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第19号	69	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第22号	70	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 9号	71	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第24号	72	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第22号	73	平成19年12月13日	平成19・09・28原第42号			平成19・11・30原第 6号	74	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第16号	75	平成20年12月12日	平成20・10・31原第19号	76	平成21年 3月26日	平成21・03・13原第32号	77	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第52号	78	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 2号	79	平成21年 9月 3日	平成21・02・19原第18号	80	平成21年10月 5日	平成21・08・21原第18号	81	平成21年11月16日	平成21・10・15原第22号	82	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 7号	83	平成22年 5月20日	平成22・04・12原第 1号	84	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第38号	85	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第13号	86	平成24年 1月30日	平成23・12・14原第 4号	87	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 1号	88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号	89	平成25年 6月28日	原管 B 収第130107002号	90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号	91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号	92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号	93	平成28年 2月18日	原規規発第1602181号	94	平成28年 3月24日	原規規発第16032415号	95	平成28年 4月19日	原規規発第1604192号	96	平成29年 2月 2日	原規規発第1702023号	平成 29 年 2 月 2 日に認可された保安規定の認可年月日及び認可証番号の反映
	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号																																																																																																																																																																																										
68	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第19号																																																																																																																																																																																										
69	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第22号																																																																																																																																																																																										
70	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 9号																																																																																																																																																																																										
71	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第24号																																																																																																																																																																																										
72	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第22号																																																																																																																																																																																										
73	平成19年12月13日	平成19・09・28原第42号																																																																																																																																																																																										
		平成19・11・30原第 6号																																																																																																																																																																																										
74	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第16号																																																																																																																																																																																										
75	平成20年12月12日	平成20・10・31原第19号																																																																																																																																																																																										
76	平成21年 3月26日	平成21・03・13原第32号																																																																																																																																																																																										
77	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第52号																																																																																																																																																																																										
78	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 2号																																																																																																																																																																																										
79	平成21年 9月 3日	平成21・02・19原第18号																																																																																																																																																																																										
80	平成21年10月 5日	平成21・08・21原第18号																																																																																																																																																																																										
81	平成21年11月16日	平成21・10・15原第22号																																																																																																																																																																																										
82	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 7号																																																																																																																																																																																										
83	平成22年 5月20日	平成22・04・12原第 1号																																																																																																																																																																																										
84	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第38号																																																																																																																																																																																										
85	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第13号																																																																																																																																																																																										
86	平成24年 1月30日	平成23・12・14原第 4号																																																																																																																																																																																										
87	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 1号																																																																																																																																																																																										
88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号																																																																																																																																																																																										
89	平成25年 6月28日	原管 B 収第130107002号																																																																																																																																																																																										
90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号																																																																																																																																																																																										
91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号																																																																																																																																																																																										
92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号																																																																																																																																																																																										
93	平成28年 2月18日	原規規発第1602181号																																																																																																																																																																																										
94	平成28年 3月24日	原規規発第16032415号																																																																																																																																																																																										
95	平成28年 4月19日	原規規発第1604192号																																																																																																																																																																																										
	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号																																																																																																																																																																																										
68	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第19号																																																																																																																																																																																										
69	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第22号																																																																																																																																																																																										
70	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 9号																																																																																																																																																																																										
71	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第24号																																																																																																																																																																																										
72	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第22号																																																																																																																																																																																										
73	平成19年12月13日	平成19・09・28原第42号																																																																																																																																																																																										
		平成19・11・30原第 6号																																																																																																																																																																																										
74	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第16号																																																																																																																																																																																										
75	平成20年12月12日	平成20・10・31原第19号																																																																																																																																																																																										
76	平成21年 3月26日	平成21・03・13原第32号																																																																																																																																																																																										
77	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第52号																																																																																																																																																																																										
78	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 2号																																																																																																																																																																																										
79	平成21年 9月 3日	平成21・02・19原第18号																																																																																																																																																																																										
80	平成21年10月 5日	平成21・08・21原第18号																																																																																																																																																																																										
81	平成21年11月16日	平成21・10・15原第22号																																																																																																																																																																																										
82	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 7号																																																																																																																																																																																										
83	平成22年 5月20日	平成22・04・12原第 1号																																																																																																																																																																																										
84	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第38号																																																																																																																																																																																										
85	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第13号																																																																																																																																																																																										
86	平成24年 1月30日	平成23・12・14原第 4号																																																																																																																																																																																										
87	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 1号																																																																																																																																																																																										
88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号																																																																																																																																																																																										
89	平成25年 6月28日	原管 B 収第130107002号																																																																																																																																																																																										
90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号																																																																																																																																																																																										
91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号																																																																																																																																																																																										
92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号																																																																																																																																																																																										
93	平成28年 2月18日	原規規発第1602181号																																																																																																																																																																																										
94	平成28年 3月24日	原規規発第16032415号																																																																																																																																																																																										
95	平成28年 4月19日	原規規発第1604192号																																																																																																																																																																																										
96	平成29年 2月 2日	原規規発第1702023号																																																																																																																																																																																										

注) 赤字は補正箇所を示すものである。赤色は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
1	第 1 編 1 号炉 第 1 章 総則 第 1 条	（目的） 第 1 条 この規定第 1 編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、本編において「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、敦賀発電所 1 号炉（以下、本編において「発電所」という。）の発電用原子炉施設（以下、本編において「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下、本編において「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下、本編において「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下、本編において「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この規定第 1 編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、本編において「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、<u>原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 3 第 2 項の規定に基づき認可を受けた廃止措置に関する計画（以下、本編において「廃止措置計画」という。）に定める 3 つの廃止措置期間のうちの「原子炉本体等解体準備期間」にある敦賀発電所 1 号炉</u>（以下、本編において「発電所」という。）の発電用原子炉施設（以下、本編において「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下、本編において「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下、本編において「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下、本編において「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	・保安規定の適用期間の明確化

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																				
15	第1編 1号炉 第3章 保安管理体制 第3節 廃止措置主任者 第9条	<u>（廃止措置主任者の職務等）</u> 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 （1）原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 （2）原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 （3）表9－1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。 （4）表9－2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 （5）表9－3に示す記録の内容を確認する。 （6）第142条（報告）第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 （7）その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言に従う。 表9－1 <table><tr><th>条 文</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第113条 （管理区域の設定及び解除）</td><td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td></tr><tr><td>第139条 （所員への保安教育）</td><td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td></tr><tr><td>第140条 （協力企業従業員への保安教育）</td><td>所員への保安教育実施計画</td></tr><tr><td></td><td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td></tr></table>	条 文	内 容	第113条 （管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第139条 （所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第140条 （協力企業従業員への保安教育）	所員への保安教育実施計画		協力企業従業員への保安教育実施計画	<u>（廃止措置主任者の職務等）</u> 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 （1）原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 （2）原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 （3）表9－1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。 （4）表9－2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 （5）表9－3に示す記録の内容を確認する。 （6）第142条（報告）第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 （7）その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。 表9－1 <table><tr><th>条 文</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第113条 （管理区域の設定及び解除）</td><td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td></tr><tr><td>第139条 （所員への保安教育）</td><td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td></tr><tr><td>第140条 （協力企業従業員への保安教育）</td><td>所員への保安教育実施計画</td></tr><tr><td></td><td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td></tr></table>	条 文	内 容	第113条 （管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第139条 （所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第140条 （協力企業従業員への保安教育）	所員への保安教育実施計画		協力企業従業員への保安教育実施計画	・保安規定審査基準との整合
条 文	内 容																							
第113条 （管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																							
第139条 （所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除																							
第140条 （協力企業従業員への保安教育）	所員への保安教育実施計画																							
	協力企業従業員への保安教育実施計画																							
条 文	内 容																							
第113条 （管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																							
第139条 （所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除																							
第140条 （協力企業従業員への保安教育）	所員への保安教育実施計画																							
	協力企業従業員への保安教育実施計画																							

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																										
16		表9-2 <table><tr><th>条 文</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第17条 (地震・火災等発生時の対応)</td><td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr><tr><td>第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)</td><td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td></tr><tr><td>第75条 (工事完了の報告)</td><td>工事計画書に基づく工事の結果</td></tr><tr><td rowspan="4">第142条 (報告)</td><td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td></tr><tr><td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td></tr><tr><td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、本編において「実用規則」という。）第184条第8号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</td></tr></table> ※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。	条 文	内 容	第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果	第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、本編において「実用規則」という。）第184条第8号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合	表9-2 <table><tr><th>条 文</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第17条 (地震・火災等発生時の対応)</td><td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr><tr><td>第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)</td><td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td></tr><tr><td>第75条 (工事完了の報告)</td><td>工事計画書に基づく工事の結果</td></tr><tr><td rowspan="4">第142条 (報告)</td><td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td></tr><tr><td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td></tr><tr><td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、本編において「実用規則」という。）第184条第8号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</td></tr></table> ※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。	条 文	内 容	第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果	第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、本編において「実用規則」という。）第184条第8号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合	
条 文	内 容																													
第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																													
第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果																													
第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																													
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																													
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																													
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、本編において「実用規則」という。）第184条第8号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合																													
条 文	内 容																													
第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																													
第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果																													
第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																													
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																													
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																													
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、本編において「実用規則」という。）第184条第8号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合																													

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																				
17	第 1 編 1 号炉 第 3 章 保 安管理体制 第 3 節 廃 止措置主任 者 第 9 条 表 9－3	表 9－3 <table><tr><th>記 録 項 目</th></tr><tr><td>1. 燃料に係る記録</td></tr><tr><td>(1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td></tr><tr><td>(2)使用済燃料の払出し時における放射能の量</td></tr><tr><td>(3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td></tr><tr><td>2. 放射線管理に係る記録</td></tr><tr><td>(1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td></tr><tr><td>(2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td></tr><tr><td>(3)管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td></tr><tr><td>(4)放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況</td></tr><tr><td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</td></tr><tr><td>(1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</td></tr><tr><td>(2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法</td></tr><tr><td>(3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td></tr><tr><td>(4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td></tr><tr><td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td></tr><tr><td>5. 保安教育の実施報告書</td></tr><tr><td>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電所原子炉施設の設備の名称</td></tr></table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録	(1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(2)使用済燃料の払出し時における放射能の量	(3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	2. 放射線管理に係る記録	(1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(3)管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	(4)放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況	3. 放射性廃棄物管理に係る記録	(1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	(2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法	(3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	(4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電所原子炉施設の設備の名称	表 9－3 <table><tr><th>記 録 項 目</th></tr><tr><td>1. 燃料に係る記録</td></tr><tr><td>(1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td></tr><tr><td>(2)使用済燃料の払出し時における放射能の量</td></tr><tr><td>(3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td></tr><tr><td>2. 放射線管理に係る記録</td></tr><tr><td>(1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td></tr><tr><td>(2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td></tr><tr><td>(3)管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td></tr><tr><td>(4)放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況</td></tr><tr><td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</td></tr><tr><td>(1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</td></tr><tr><td>(2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法</td></tr><tr><td>(3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td></tr><tr><td>(4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td></tr><tr><td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td></tr><tr><td>5. 保安教育の実施報告書</td></tr><tr><td>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称</td></tr></table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録	(1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(2)使用済燃料の払出し時における放射能の量	(3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	2. 放射線管理に係る記録	(1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(3)管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	(4)放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況	3. 放射性廃棄物管理に係る記録	(1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	(2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法	(3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	(4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	・記載の適正化
記 録 項 目																																								
1. 燃料に係る記録																																								
(1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																																								
(2)使用済燃料の払出し時における放射能の量																																								
(3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果																																								
2. 放射線管理に係る記録																																								
(1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率																																								
(2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率																																								
(3)管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度																																								
(4)放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況																																								
3. 放射性廃棄物管理に係る記録																																								
(1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度																																								
(2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法																																								
(3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法																																								
(4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路																																								
4. 原子炉施設の巡視の結果																																								
5. 保安教育の実施報告書																																								
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電所原子炉施設の設備の名称																																								
記 録 項 目																																								
1. 燃料に係る記録																																								
(1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																																								
(2)使用済燃料の払出し時における放射能の量																																								
(3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果																																								
2. 放射線管理に係る記録																																								
(1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率																																								
(2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率																																								
(3)管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度																																								
(4)放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況																																								
3. 放射性廃棄物管理に係る記録																																								
(1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度																																								
(2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法																																								
(3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法																																								
(4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路																																								
4. 原子炉施設の巡視の結果																																								
5. 保安教育の実施報告書																																								
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称																																								

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
25	第 1 編 1 号炉 第 4 章 廃止措置管理 第 1 7 条の 2	（電源機能喪失時等の体制の整備） 第 1 7 条の 2 安全・防災グループマネージャーは、原子炉施設内において<u>漏水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、本編において「大規模損壊発生時」という。）で、交流電源喪失により使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各マネージャーは、第 1 項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 3. 各マネージャーは、第 1 項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第 1 項(1) の要員に第 2 項の手順を遵守させる。 4. 各マネージャーは、第 3 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。安全・防災グループマネージャーは、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※ 1：本条における重大事故とは、実用炉規則第 4 条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。	（電源機能喪失時等の体制の整備） 第 1 7 条の 2 安全・防災グループマネージャーは、<u>交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において漏水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、本編において「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する <u>1 年に 1 回以上の教育訓練</u> (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各マネージャーは、第 1 項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 3. 各マネージャーは、第 1 項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第 1 項(1) の要員に第 2 項の手順を遵守させる。 4. 各マネージャーは、第 3 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。安全・防災グループマネージャーは、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※ 1：本条における重大事故とは、実用炉規則第 4 条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
150	第 1 編 1 号炉 第 4 章 廃 止措置管理 第 4 節 廃 止措置管理 第 7 4 条の 2	<u>（工事の計画及び実施）</u> 第 7 4 条 廃止措置工事グループマネージャは、工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) <u>設計管理</u> (3) 調達管理 (4) 工事管理 2. 廃止措置工事グループマネージャは、工事を実施するに当たり、次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。 (1) <u>拡散及び漏えい防止対策</u> (2) 被ばく低減対策 (3) <u>事故防止対策</u> 3. 廃止措置工事グループマネージャは、工事の結果について記録する。 ※1：本条における工事とは、<u>廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査、及び解体撤去工事をいう。</u>	<u>（工事の計画及び実施）</u> 第 7 4 条 廃止措置工事グループマネージャは、<u>廃止措置計画に基づき</u>工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) <u>設計管理</u> (3) 調達管理 (4) 工事管理 2. <u>廃止措置工事グループマネージャは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2 号の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。</u> 3. <u>廃止措置工事グループマネージャは、工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。</u> (1) <u>拡散及び漏えい防止対策</u> (2) 被ばく低減対策 (3) <u>事故防止対策</u> 4. <u>廃止措置工事グループマネージャは、工事の結果について記録する。</u> ※1：本条において工事とは、<u>廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査、及び解体撤去工事をいう。</u>	・記載の適正化 ・運転号機の保安のために必要な施設に影響を及ぼさないことを追記 ・項の追加による繰り下げ ・安全確保対策に関する考えを追記 ・項の追加による繰り下げ ・記載の適正化

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
	第 1 編 1 号炉 第 4 章 廃止措置管理 第 4 節 廃止措置管理 第 7 4 条の 2		〔管理区域内の工事解体物の分別〕 <u>第 7 4 条の 2</u> 廃止措置工事グループマネージャーは、工事解体物^{※ 1}を、第 2 項及び第 3 項に基づき、「放射性固体廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの、「放射性廃棄物でない廃棄物」に分別する。 <u>2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事解体物であって、核燃料物質によって汚染された解体物を、廃止措置計画に記載している放射能濃度に応じた放射能レベル区分を参考に、第 1 0 8 条（放射性固体廃棄物の管理）に基づき、次の各号に掲げる工事解体物がそれぞれ混在しないための措置を講じて管理する。</u> <u>（1）廃止措置計画における放射能レベルが比較的高いもの（「1.1」という。）、放射能レベルが比較的低いもの（「1.2」という。）、放射能レベルが極めて低いもの（「1.3」という。）の放射性固体廃棄物</u> <u>（2）「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの</u> <u>3. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事解体物であって、「放射性廃棄物でない廃棄物」を、第 1 0 8 条の 2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）に基づき、核燃料物質によって汚染されたものと混在しないための措置を講じて管理する。</u> <u>※ 1：工事解体物とは、管理区域内の第 7 4 条（工事の計画及び実施）に基づく工事で発生する解体物をいう。以下同じ。</u>	・原子炉本体等解体準備期間において、管理区域内で工事解体物が発生することから追記 ・工事解体物を定義付け

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
152	第 1 編 1 号炉 第 5 章 燃 料管理 第 1 0 1 条	（新燃料の貯蔵） 第 1 0 1 条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料貯蔵池（以下、本編において「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2) 貯蔵施設の日につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取扱機を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、<u>使用済燃料貯蔵池内の本臨界性をあらかじめ実施する評価に基づき確認すること</u> 2. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) <u>使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状の新燃料に組み立てること</u> (2) 専用の作業台で取り扱う新燃料は、1 体のみかつその 1 体分の燃料棒に限定すること (3) <u>再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること</u>	（新燃料の貯蔵） 第 1 0 1 条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料貯蔵池（以下、本編において「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2) 貯蔵施設の日につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取扱機を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、<u>本臨界性を既認した燃料配置の範囲内に限定すること</u> 2. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) <u>使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状の新燃料に組み立てること</u> (2) 専用の作業台で取り扱う新燃料は、1 体のみかつその 1 体分の燃料棒に限定すること (3) <u>再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること</u>	・臨界評価確認から燃料配置変更に係る限定事項への変更

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は補正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
156	第 1 編 1 号炉 第 5 章 燃 料管理 第 1 0 6 条	（使用済燃料の貯蔵） 第 1 0 6 条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1 号炉使用済燃料貯蔵池又は 2 号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 1 号炉使用済燃料貯蔵池及び 2 号炉使用済燃料ピットの日につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 1 号炉燃料取替機又は 2 号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 1 号炉使用済燃料貯蔵池及び 2 号炉使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 1 号炉使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、<u>使用済燃料貯蔵池内の未臨界性をあらかじめ実施する評価に基づき確認すること</u>	（使用済燃料の貯蔵） 第 1 0 6 条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1 号炉使用済燃料貯蔵池又は 2 号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 1 号炉使用済燃料貯蔵池及び 2 号炉使用済燃料ピットの日につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 1 号炉燃料取替機又は 2 号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 1 号炉使用済燃料貯蔵池及び 2 号炉使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 1 号炉使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、<u>未臨界性を確認した燃料配置の範囲内に限定すること</u>	・臨界評価確認から燃料配置変更に係る限定事項への変更

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は補正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
157	第1編 1号炉 第6章 放射性廃棄物管理 第108条	（放射性固体廃棄物の管理） 第108条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。 (1) 濃縮廃液は、当直長（1号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下、本編において「貯蔵庫」という。）（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、各マネージャーが使用済燃料貯蔵池に貯蔵又は放射線・化学管理グループマネージャーがサイトバンカに保管する。ただし、封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、次に定める方法で貯蔵又は保管する。 イ. 使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、当直長（1号炉担当）が、使用済樹脂貯蔵タンク、フィルタスラッジ貯蔵タンク又はクラッドスラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。 ロ. 復水脱塩装置使用済樹脂は、当直長（1号炉担当）が1号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 (4) 雑固体廃棄物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体焼却設備（2号炉との共用設備）で焼却する。 ロ. 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。 ハ. 溶融固化する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。 2. 各マネージャーは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ第141条（記録）表141-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3. 各マネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 (2) 当直長（1号炉担当）は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの貯蔵状況を監視し、また運転管理グループマネージャーは、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (3) 各マネージャーは、使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネル	（放射性固体廃棄物の管理） 第108条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。 (1) 濃縮廃液は、当直長（1号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下、本編において「貯蔵庫」という。）（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、各マネージャーが使用済燃料貯蔵池に貯蔵又は放射線・化学管理グループマネージャーがサイトバンカに保管する。ただし、封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、次に定める方法で貯蔵又は保管する。 イ. 使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、当直長（1号炉担当）が、使用済樹脂貯蔵タンク、フィルタスラッジ貯蔵タンク又はクラッドスラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。 ロ. 復水脱塩装置使用済樹脂は、当直長（1号炉担当）が1号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 (4) 雑固体廃棄物及び工事解体物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体焼却設備（2号炉との共用設備）で焼却する。 ロ. 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。 ハ. 溶融固化する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。 <u>(5) 放射線・化学管理グループマネージャーは、工事解体物を封入したドラム缶等の保管に当たっては、放射線レベルの異なるものと混在しないための措置を講じて管理する。</u> 2. 各マネージャーは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第141条（記録）表141-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。 3. 各マネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 (2) 当直長（1号炉担当）は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの貯蔵状況を監視し、また、運転管理グループマネージャーは、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (3) 各マネージャーは、使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネル	・保安規定適用期間に発生する放射性固体廃棄物の分別及び管理に係る記載を追加 ・保安規定適用期間に発生する放射性固体廃棄物の管理に係る記載を追加 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
		ルボックス等の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回確認する。 (4) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1 ヶ月に 1 回サイトバンカを巡視するとともに、3 ヶ月に 1 回保管量を確認する。 4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること (3) 法令に定める危険物と混載しないこと (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第 5 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 1 1 4 条（管理区域内における区域区分）第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第 1 1 4 条（管理区域内における区域区分）第 1 項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。 8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。 <u>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</u> ※ 1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。	ルボックス等の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回確認する。 (4) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1 ヶ月に 1 回サイトバンカを巡視するとともに、3 ヶ月に 1 回保管量を確認する。 4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること (3) 法令に定める危険物と混載しないこと (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第 5 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 1 1 4 条（管理区域内における区域区分）第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第 1 1 4 条（管理区域内における区域区分）第 1 項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。 8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。 <u>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。</u> <u>1 0. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</u> ※ 1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。	・保安規定適用期間に発生する放射性固体廃棄物の分別及び管理に係る記載を追加 ・項の追加による繰り下げ

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																																
160		表 1 1 0 - 2 <table><tr><th>分 類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出管理担当 マネージャー</th></tr><tr><td rowspan="4">放射 性 気 体 廃 棄 物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒モニタ</td><td>常時</td><td rowspan="2">当直長 (1号炉担当)</td></tr><tr><td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>処理貯蔵建屋 換気系出口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回</td><td rowspan="2">当直長 (1号炉担当)</td></tr><tr><td>サイトバンカ 建屋換気系出口</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー	放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長 (1号炉担当)	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	処理貯蔵建屋 換気系出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	当直長 (1号炉担当)	サイトバンカ 建屋換気系出口				表 1 1 0 - 2 <table><tr><th>分 類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出管理担当 マネージャー</th></tr><tr><td rowspan="4">放射 性 気 体 廃 棄 物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒モニタ</td><td>常時</td><td rowspan="2">当直長 (1号炉担当)</td></tr><tr><td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>処理貯蔵建屋 換気系出口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1週間に1回</td><td rowspan="2">当直長 (1号炉担当)</td></tr><tr><td>サイトバンカ 建屋換気系出口</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー	放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長 (1号炉担当)	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	処理貯蔵建屋 換気系出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	当直長 (1号炉担当)	サイトバンカ 建屋換気系出口				
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー																																															
放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長 (1号炉担当)																																															
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																
	処理貯蔵建屋 換気系出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	当直長 (1号炉担当)																																															
	サイトバンカ 建屋換気系出口																																																			
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー																																															
放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長 (1号炉担当)																																															
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																
	処理貯蔵建屋 換気系出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	当直長 (1号炉担当)																																															
	サイトバンカ 建屋換気系出口																																																			

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																																																																		
165	第1編 1号炉 第7章 放射線管理 第123条	（放射線計測器類の管理） 第123条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表123に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 2. 電気・制御グループマネージャーは、表123に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。 表123 <table><tr><th>分 類</th><th>計測器種類</th><th>担当マネージャー</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td><td>電子式個人線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td><td>体表面モニタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>2台</td></tr><tr><td>線量当量率測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>3台^{※1,※2}</td></tr><tr><td>電子式積算線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td><td>モニタリングポスト</td><td>電気・制御グループマネージャー</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>電気・制御グループマネージャー</td><td>28台^{※3}</td></tr><tr><td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td>積算線量計測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1台^{※1}</td></tr></table> ※1：1号及び2号炉共用 ※2：1台は第111条（放出管理用計測器の管理）表111の試料放射能測定装置と共用 ※3：<u>管理区域外測定用の1台を含む。</u>	分 類	計測器種類	担当マネージャー	数 量	1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}	2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1,※2}	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	3台 ^{※1}	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	28台 ^{※3}	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}	（放射線計測器類の管理） 第123条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表123に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 2. 電気・制御グループマネージャーは、表123に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。 表123 <table><tr><th>分 類</th><th>計測器種類</th><th>担当マネージャー</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td><td>電子式個人線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td><td>体表面モニタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>2台</td></tr><tr><td>線量当量率測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>3台^{※1,※2}</td></tr><tr><td>電子式積算線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td><td>モニタリングポスト</td><td>電気・制御グループマネージャー</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>電気・制御グループマネージャー</td><td>23台^{※3}</td></tr><tr><td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td>積算線量計測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャー</td><td>1台^{※1}</td></tr></table> ※1：1号及び2号炉共用 ※2：1台は第111条（放出管理用計測器の管理）表111の試料放射能測定装置と共用 ※3：<u>同一施設内設置（1号及び2号炉共用）の3台を含む。</u>	分 類	計測器種類	担当マネージャー	数 量	1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}	2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1,※2}	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	3台 ^{※1}	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	23台 ^{※3}	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}	・エリアモニタ維持台数見直しによる変更 ・エリアモニタ維持台数見直しによる変更
分 類	計測器種類	担当マネージャー	数 量																																																																																			
1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}																																																																																			
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																																																			
2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台																																																																																			
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}																																																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}																																																																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1,※2}																																																																																			
	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}																																																																																			
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	3台 ^{※1}																																																																																			
	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	28台 ^{※3}																																																																																			
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																																																			
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																																																			
分 類	計測器種類	担当マネージャー	数 量																																																																																			
1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}																																																																																			
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																																																			
2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台																																																																																			
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}																																																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1}																																																																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{※1,※2}																																																																																			
	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{※1}																																																																																			
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	3台 ^{※1}																																																																																			
	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	23台 ^{※3}																																																																																			
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																																																			
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{※1}																																																																																			

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
175		第 10 章 保安教育 (所員への保安教育) 第 139 条 総務グループマネージャーは、毎年度、<u>廃止措置</u>を行う所員への保安教育実施計画を表 139-1、2、3 の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し、<u>廃止措置主任者</u>の承認を得た上で、所長の承認を得る。 2. 総務グループマネージャーは、第 1 項の保安教育実施計画の策定にあたり、第 7 条（原子炉施設保安運営委員会）第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。 3. 各室長は、第 1 項の保安教育実施計画及び「力量設定管理要項」に基づき、保安教育を実施するとともに、総務グループマネージャーは、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 総務グループマネージャーは、具体的な保安教育の見直し頻度を定める「力量設定管理要項」に基づき、具体的な保安教育の内容について見直しを行う。	第 10 章 保安教育 (所員への保安教育) 第 139 条 総務グループマネージャーは、毎年度、<u>廃止措置</u>を行う所員への保安教育実施計画を表 139-1、2、3 の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し、<u>廃止措置主任者</u>の承認を得た上で、所長の承認を得る。 2. 総務グループマネージャーは、第 1 項の保安教育実施計画の策定にあたり、第 7 条（原子炉施設保安運営委員会）第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。 3. 各室長は、第 1 項の保安教育実施計画及び「力量設定管理要項」に基づき、保安教育を実施するとともに、総務グループマネージャーは、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 総務グループマネージャーは、具体的な保安教育の見直し頻度を定める「力量設定管理要項」に基づき、具体的な保安教育の内容について見直しを行う。	

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

-20-

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考																																																																																																																																																																																																
178	第1編 1号炉 第10章 保安教育 第139条 表139-2	表139-2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者） <table><tr><th rowspan="3">放射線業務従事者の区分</th><th rowspan="3">内 容</th><th colspan="7">所要時間及び教育時間[※]</th><th rowspan="3">電離放射線障害防止規則の区分</th></tr><tr><th colspan="5">法第54条第1項</th><th rowspan="2">法第54条第2項第1号第1項</th><th rowspan="2">法第54条第2項第2号第1項</th></tr><tr><th>停止措置員[※] （放射線業務に従事する者）</th><th>当直員 副当直員</th><th>運転員</th><th>運転員</th><th>放射線業務従事者 （放射線業務に従事する者）</th></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項[※]</td><td>①核燃料物質又は使用済燃料の搬送及び取扱 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬送及び取扱</td><td>② （10.5時間以上）</td><td>③ （10.5時間以上）</td><td>④ （10.5時間以上）</td><td>⑤ （10.5時間以上）</td><td>⑥ （10.5時間以上）</td><td>⑦ （10.5時間以上）</td><td>⑧ （10.5時間以上）</td><td>核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>①管理区域に関する事項</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項[※]</td><td>②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬送、貯蔵及び廃棄の方法及び順序</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項[※]</td><td>③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬送及び廃棄の方法及び順序</td><td>② （11.5時間以上）</td><td>③ （11.5時間以上）</td><td>④ （11.5時間以上）</td><td>⑤ （11.5時間以上）</td><td>⑥ （11.5時間以上）</td><td>⑦ （11.5時間以上）</td><td>⑧ （11.5時間以上）</td><td>原子炉施設における作業の方法に関する知識</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>④外部放射線による曝露計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常の場合に備へべき処置に関する事項[※]</td><td>⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事項[※] ・放射線管理に関する事項[※]</td><td>原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法</td><td>② （11.5時間以上）</td><td>③ （11.5時間以上）</td><td>④ （11.5時間以上）</td><td>⑤ （11.5時間以上）</td><td>⑥ （11.5時間以上）</td><td>⑦ （11.5時間以上）</td><td>⑧ （11.5時間以上）</td><td>原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>⑦電離放射線の種類及び性質 ⑧電離放射線が人体の組織、組織、器官及び全身に与える影響</td><td>② （10.5時間以上）</td><td>③ （10.5時間以上）</td><td>④ （10.5時間以上）</td><td>⑤ （10.5時間以上）</td><td>⑥ （10.5時間以上）</td><td>⑦ （10.5時間以上）</td><td>⑧ （10.5時間以上）</td><td>電離放射線の人体に与える影響</td></tr><tr><td>標準作業及び保安標準の遵守に関する事項[※]</td><td>法、令、省令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係規定</td><td>② （11.0時間以上）</td><td>③ （11.0時間以上）</td><td>④ （11.0時間以上）</td><td>⑤ （11.0時間以上）</td><td>⑥ （11.0時間以上）</td><td>⑦ （11.0時間以上）</td><td>⑧ （11.0時間以上）</td><td>関係法令</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>①作業区域への立入り及び退去の手順</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項[※]</td><td>②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬送、貯蔵及び廃棄の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項[※]</td><td>③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬送及び廃棄の方法</td><td>② （12.0時間以上）</td><td>③ （12.0時間以上）</td><td>④ （12.0時間以上）</td><td>⑤ （12.0時間以上）</td><td>⑥ （12.0時間以上）</td><td>⑦ （12.0時間以上）</td><td>⑧ （12.0時間以上）</td><td>原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>④外部放射線による曝露計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項[※]</td><td>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事項[※] ・放射線管理に関する事項[※]</td><td>原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱い</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常の場合に備へべき処置に関する事項[※]</td><td>⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※1：各項目が、関係により制定された基準に準じ、各項目の全部又は一部について十分な知識及び理解を有しているとの見解に基づいて、修得する教育時間について減額することができる。 ※2：必要に応じて定められている教育項目は、対象者となった時点で修得される。 ②：全員が教育の対象者 ③：近接して作業する者が教育の対象者 ④：合計の教育時間	放射線業務従事者の区分	内 容	所要時間及び教育時間 [※]							電離放射線障害防止規則の区分	法第54条第1項					法第54条第2項第1号第1項	法第54条第2項第2号第1項	停止措置員 [※] （放射線業務に従事する者）	当直員 副当直員	運転員	運転員	放射線業務従事者 （放射線業務に従事する者）	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	①核燃料物質又は使用済燃料の搬送及び取扱 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬送及び取扱	② （10.5時間以上）	③ （10.5時間以上）	④ （10.5時間以上）	⑤ （10.5時間以上）	⑥ （10.5時間以上）	⑦ （10.5時間以上）	⑧ （10.5時間以上）	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	放射線管理に関する事項 [※]	①管理区域に関する事項									核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬送、貯蔵及び廃棄の方法及び順序									核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬送及び廃棄の方法及び順序	② （11.5時間以上）	③ （11.5時間以上）	④ （11.5時間以上）	⑤ （11.5時間以上）	⑥ （11.5時間以上）	⑦ （11.5時間以上）	⑧ （11.5時間以上）	原子炉施設における作業の方法に関する知識	放射線管理に関する事項 [※]	④外部放射線による曝露計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									放射線管理に関する事項 [※]	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法									非常の場合に備へべき処置に関する事項 [※]	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									・原子炉施設の構造、性能に関する事項 [※] ・放射線管理に関する事項 [※]	原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	② （11.5時間以上）	③ （11.5時間以上）	④ （11.5時間以上）	⑤ （11.5時間以上）	⑥ （11.5時間以上）	⑦ （11.5時間以上）	⑧ （11.5時間以上）	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	放射線管理に関する事項 [※]	⑦電離放射線の種類及び性質 ⑧電離放射線が人体の組織、組織、器官及び全身に与える影響	② （10.5時間以上）	③ （10.5時間以上）	④ （10.5時間以上）	⑤ （10.5時間以上）	⑥ （10.5時間以上）	⑦ （10.5時間以上）	⑧ （10.5時間以上）	電離放射線の人体に与える影響	標準作業及び保安標準の遵守に関する事項 [※]	法、令、省令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係規定	② （11.0時間以上）	③ （11.0時間以上）	④ （11.0時間以上）	⑤ （11.0時間以上）	⑥ （11.0時間以上）	⑦ （11.0時間以上）	⑧ （11.0時間以上）	関係法令	放射線管理に関する事項 [※]	①作業区域への立入り及び退去の手順									核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬送、貯蔵及び廃棄の方法									核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬送及び廃棄の方法	② （12.0時間以上）	③ （12.0時間以上）	④ （12.0時間以上）	⑤ （12.0時間以上）	⑥ （12.0時間以上）	⑦ （12.0時間以上）	⑧ （12.0時間以上）	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い	放射線管理に関する事項 [※]	④外部放射線による曝露計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視									放射線管理に関する事項 [※]	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去									・原子炉施設の構造、性能に関する事項 [※] ・放射線管理に関する事項 [※]	原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱い									非常の場合に備へべき処置に関する事項 [※]	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置									
放射線業務従事者の区分	内 容	所要時間及び教育時間 [※]							電離放射線障害防止規則の区分																																																																																																																																																																																										
		法第54条第1項					法第54条第2項第1号第1項	法第54条第2項第2号第1項																																																																																																																																																																																											
		停止措置員 [※] （放射線業務に従事する者）	当直員 副当直員	運転員	運転員	放射線業務従事者 （放射線業務に従事する者）																																																																																																																																																																																													
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	①核燃料物質又は使用済燃料の搬送及び取扱 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬送及び取扱	② （10.5時間以上）	③ （10.5時間以上）	④ （10.5時間以上）	⑤ （10.5時間以上）	⑥ （10.5時間以上）	⑦ （10.5時間以上）	⑧ （10.5時間以上）	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識																																																																																																																																																																																										
放射線管理に関する事項 [※]	①管理区域に関する事項																																																																																																																																																																																																		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬送、貯蔵及び廃棄の方法及び順序																																																																																																																																																																																																		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬送及び廃棄の方法及び順序	② （11.5時間以上）	③ （11.5時間以上）	④ （11.5時間以上）	⑤ （11.5時間以上）	⑥ （11.5時間以上）	⑦ （11.5時間以上）	⑧ （11.5時間以上）	原子炉施設における作業の方法に関する知識																																																																																																																																																																																										
放射線管理に関する事項 [※]	④外部放射線による曝露計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法																																																																																																																																																																																																		
放射線管理に関する事項 [※]	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法																																																																																																																																																																																																		
非常の場合に備へべき処置に関する事項 [※]	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法																																																																																																																																																																																																		
・原子炉施設の構造、性能に関する事項 [※] ・放射線管理に関する事項 [※]	原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	② （11.5時間以上）	③ （11.5時間以上）	④ （11.5時間以上）	⑤ （11.5時間以上）	⑥ （11.5時間以上）	⑦ （11.5時間以上）	⑧ （11.5時間以上）	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識																																																																																																																																																																																										
放射線管理に関する事項 [※]	⑦電離放射線の種類及び性質 ⑧電離放射線が人体の組織、組織、器官及び全身に与える影響	② （10.5時間以上）	③ （10.5時間以上）	④ （10.5時間以上）	⑤ （10.5時間以上）	⑥ （10.5時間以上）	⑦ （10.5時間以上）	⑧ （10.5時間以上）	電離放射線の人体に与える影響																																																																																																																																																																																										
標準作業及び保安標準の遵守に関する事項 [※]	法、令、省令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係規定	② （11.0時間以上）	③ （11.0時間以上）	④ （11.0時間以上）	⑤ （11.0時間以上）	⑥ （11.0時間以上）	⑦ （11.0時間以上）	⑧ （11.0時間以上）	関係法令																																																																																																																																																																																										
放射線管理に関する事項 [※]	①作業区域への立入り及び退去の手順																																																																																																																																																																																																		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬送、貯蔵及び廃棄の方法																																																																																																																																																																																																		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 [※]	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬送及び廃棄の方法	② （12.0時間以上）	③ （12.0時間以上）	④ （12.0時間以上）	⑤ （12.0時間以上）	⑥ （12.0時間以上）	⑦ （12.0時間以上）	⑧ （12.0時間以上）	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い																																																																																																																																																																																										
放射線管理に関する事項 [※]	④外部放射線による曝露計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視																																																																																																																																																																																																		
放射線管理に関する事項 [※]	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去																																																																																																																																																																																																		
・原子炉施設の構造、性能に関する事項 [※] ・放射線管理に関する事項 [※]	原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱い																																																																																																																																																																																																		
非常の場合に備へべき処置に関する事項 [※]	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置																																																																																																																																																																																																		

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含めない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考																																																																																																																																																																																																																					
179	第1編 1号炉 第10章 保安教育 第139条 表139-2	表139-2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者） <table><tr><th rowspan="3">放射線業務従事者の区分</th><th rowspan="3">内 容</th><th colspan="8">所要時間及び教育時間^{※1}</th><th rowspan="3">電離放射線障害防止規則の分野</th></tr><tr><th colspan="7">技術系所員</th><th rowspan="2">事務系所員</th></tr><tr><th>施設運営員</th><th>当直員 副当直員</th><th>運転員</th><th>放射線業務従事者 近接者の立降しに 要する者</th><th>近接者の立降しに 要しない者</th><th>運転以外の所員</th><th>事務系所員</th></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項^{※1}</td><td>①核燃料物質又は使用済燃料の搬運及び取扱 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬移及び廃棄</td><td>② (16.5時間以上)</td><td>③ (10.5時間以上)</td><td>④ (6.5時間以上)</td><td>⑤ (6.5時間以上)</td><td>⑥ (6.5時間以上)</td><td>⑦ (6.5時間以上)</td><td>⑧ (10.5時間以上)</td><td>⑨ (10.5時間以上)</td><td>核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>①管理区域に関する事項</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項^{※1}</td><td>②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬移、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項^{※1}</td><td>③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬移及び廃棄の作業の方法及び順序</td><td>③ (11.5時間以上)</td><td>④ (11.5時間以上)</td><td>⑤ (11.5時間以上)</td><td>⑥ (11.5時間以上)</td><td>⑦ (11.5時間以上)</td><td>⑧ (11.5時間以上)</td><td>⑨ (11.5時間以上)</td><td>⑩ (11.5時間以上)</td><td>原子炉施設における作業の方法に関する知識</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>④外部放射線による汚染計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常の場合に備すべき処置に関する事項^{※1}</td><td>⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事項^{※1} ・放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法</td><td>③ (11.5時間以上)</td><td>④ (11.5時間以上)</td><td>⑤ (11.5時間以上)</td><td>⑥ (11.5時間以上)</td><td>⑦ (11.5時間以上)</td><td>⑧ (11.5時間以上)</td><td>⑨ (11.5時間以上)</td><td>⑩ (11.5時間以上)</td><td>原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑦電離放射線の種類及び性質 ⑧電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響</td><td>③ (16.5時間以上)</td><td>④ (10.5時間以上)</td><td>⑤ (6.5時間以上)</td><td>⑥ (6.5時間以上)</td><td>⑦ (6.5時間以上)</td><td>⑧ (10.5時間以上)</td><td>⑨ (10.5時間以上)</td><td>⑩ (10.5時間以上)</td><td>電離放射線の人体に与える影響</td></tr><tr><td>標準作業及び保安標準の遵守に関する事項^{※1}</td><td>法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係規定</td><td>③ (11.0時間以上)</td><td>④ (11.0時間以上)</td><td>⑤ (11.0時間以上)</td><td>⑥ (11.0時間以上)</td><td>⑦ (11.0時間以上)</td><td>⑧ (11.0時間以上)</td><td>⑨ (11.0時間以上)</td><td>⑩ (11.0時間以上)</td><td>関係法令</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>①作業区域への立入り及び退去の手順</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項^{※1}</td><td>②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬移、貯蔵及び廃棄の作業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項^{※1}</td><td>③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬移及び廃棄の作業</td><td>③ (12.0時間以上)</td><td>④ (12.0時間以上)</td><td>⑤ (12.0時間以上)</td><td>⑥ (12.0時間以上)</td><td>⑦ (12.0時間以上)</td><td>⑧ (12.0時間以上)</td><td>⑨ (12.0時間以上)</td><td>⑩ (12.0時間以上)</td><td>原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>④外部放射線による汚染計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事項^{※1} ・放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱い</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常の場合に備すべき処置に関する事項^{※1}</td><td>⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※1：各項目が、直長により訓練実施された基準に達し、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると思われる者については、該当する教育について省略することができる。 ※2：各所員が受講されている教育項目は、対象者となった時点から算出される。 ※1：全員が教育の対象者 ○：1回限りに実施する者の教育の対象 （）：合計の教育時間	放射線業務従事者の区分	内 容	所要時間及び教育時間 ^{※1}								電離放射線障害防止規則の分野	技術系所員							事務系所員	施設運営員	当直員 副当直員	運転員	放射線業務従事者 近接者の立降しに 要する者	近接者の立降しに 要しない者	運転以外の所員	事務系所員	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の搬運及び取扱 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬移及び廃棄	② (16.5時間以上)	③ (10.5時間以上)	④ (6.5時間以上)	⑤ (6.5時間以上)	⑥ (6.5時間以上)	⑦ (6.5時間以上)	⑧ (10.5時間以上)	⑨ (10.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	放射線管理に関する事項 ^{※1}	①管理区域に関する事項										核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬移、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序										核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬移及び廃棄の作業の方法及び順序	③ (11.5時間以上)	④ (11.5時間以上)	⑤ (11.5時間以上)	⑥ (11.5時間以上)	⑦ (11.5時間以上)	⑧ (11.5時間以上)	⑨ (11.5時間以上)	⑩ (11.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	放射線管理に関する事項 ^{※1}	④外部放射線による汚染計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法										放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法										非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法										・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※1} ・放射線管理に関する事項 ^{※1}	原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	③ (11.5時間以上)	④ (11.5時間以上)	⑤ (11.5時間以上)	⑥ (11.5時間以上)	⑦ (11.5時間以上)	⑧ (11.5時間以上)	⑨ (11.5時間以上)	⑩ (11.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑦電離放射線の種類及び性質 ⑧電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	③ (16.5時間以上)	④ (10.5時間以上)	⑤ (6.5時間以上)	⑥ (6.5時間以上)	⑦ (6.5時間以上)	⑧ (10.5時間以上)	⑨ (10.5時間以上)	⑩ (10.5時間以上)	電離放射線の人体に与える影響	標準作業及び保安標準の遵守に関する事項 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係規定	③ (11.0時間以上)	④ (11.0時間以上)	⑤ (11.0時間以上)	⑥ (11.0時間以上)	⑦ (11.0時間以上)	⑧ (11.0時間以上)	⑨ (11.0時間以上)	⑩ (11.0時間以上)	関係法令	放射線管理に関する事項 ^{※1}	①作業区域への立入り及び退去の手順										核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬移、貯蔵及び廃棄の作業										核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬移及び廃棄の作業	③ (12.0時間以上)	④ (12.0時間以上)	⑤ (12.0時間以上)	⑥ (12.0時間以上)	⑦ (12.0時間以上)	⑧ (12.0時間以上)	⑨ (12.0時間以上)	⑩ (12.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い	放射線管理に関する事項 ^{※1}	④外部放射線による汚染計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視										放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去										・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※1} ・放射線管理に関する事項 ^{※1}	原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱い										非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置										・記載の適正化
放射線業務従事者の区分	内 容	所要時間及び教育時間 ^{※1}								電離放射線障害防止規則の分野																																																																																																																																																																																																														
		技術系所員							事務系所員																																																																																																																																																																																																															
		施設運営員	当直員 副当直員	運転員	放射線業務従事者 近接者の立降しに 要する者	近接者の立降しに 要しない者	運転以外の所員	事務系所員																																																																																																																																																																																																																
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の搬運及び取扱 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬移及び廃棄	② (16.5時間以上)	③ (10.5時間以上)	④ (6.5時間以上)	⑤ (6.5時間以上)	⑥ (6.5時間以上)	⑦ (6.5時間以上)	⑧ (10.5時間以上)	⑨ (10.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識																																																																																																																																																																																																														
放射線管理に関する事項 ^{※1}	①管理区域に関する事項																																																																																																																																																																																																																							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬移、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序																																																																																																																																																																																																																							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬移及び廃棄の作業の方法及び順序	③ (11.5時間以上)	④ (11.5時間以上)	⑤ (11.5時間以上)	⑥ (11.5時間以上)	⑦ (11.5時間以上)	⑧ (11.5時間以上)	⑨ (11.5時間以上)	⑩ (11.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識																																																																																																																																																																																																														
放射線管理に関する事項 ^{※1}	④外部放射線による汚染計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法																																																																																																																																																																																																																							
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法																																																																																																																																																																																																																							
非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法																																																																																																																																																																																																																							
・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※1} ・放射線管理に関する事項 ^{※1}	原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	③ (11.5時間以上)	④ (11.5時間以上)	⑤ (11.5時間以上)	⑥ (11.5時間以上)	⑦ (11.5時間以上)	⑧ (11.5時間以上)	⑨ (11.5時間以上)	⑩ (11.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識																																																																																																																																																																																																														
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑦電離放射線の種類及び性質 ⑧電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	③ (16.5時間以上)	④ (10.5時間以上)	⑤ (6.5時間以上)	⑥ (6.5時間以上)	⑦ (6.5時間以上)	⑧ (10.5時間以上)	⑨ (10.5時間以上)	⑩ (10.5時間以上)	電離放射線の人体に与える影響																																																																																																																																																																																																														
標準作業及び保安標準の遵守に関する事項 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係規定	③ (11.0時間以上)	④ (11.0時間以上)	⑤ (11.0時間以上)	⑥ (11.0時間以上)	⑦ (11.0時間以上)	⑧ (11.0時間以上)	⑨ (11.0時間以上)	⑩ (11.0時間以上)	関係法令																																																																																																																																																																																																														
放射線管理に関する事項 ^{※1}	①作業区域への立入り及び退去の手順																																																																																																																																																																																																																							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の搬移、貯蔵及び廃棄の作業																																																																																																																																																																																																																							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の搬移及び廃棄の作業	③ (12.0時間以上)	④ (12.0時間以上)	⑤ (12.0時間以上)	⑥ (12.0時間以上)	⑦ (12.0時間以上)	⑧ (12.0時間以上)	⑨ (12.0時間以上)	⑩ (12.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い																																																																																																																																																																																																														
放射線管理に関する事項 ^{※1}	④外部放射線による汚染計量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視																																																																																																																																																																																																																							
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去																																																																																																																																																																																																																							
・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※1} ・放射線管理に関する事項 ^{※1}	原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱い																																																																																																																																																																																																																							
非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置																																																																																																																																																																																																																							

※1：実施計画、関係により明瞭化された基準に準じ、各項目の全部又は一部について十分な知識及び理解を有しているとの判断に基づいて、該当する教育に対して省略することが出来る。
※2：必要に応じて変更されている教育項目は、対象者となった時点で削除される。

②：全員が教育の対象者
③：近接に接する者が教育の対象
④：合計の教育時間

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備 考																																																																																																																																							
180	第1編 1号炉 第10章 保安教育 第139条 表139-3	表139-3 所員への保安教育実施方針（運転員） <table><tr><th colspan="3">保安教育の内容</th><th rowspan="3">内 容</th><th colspan="4">対象者^{※1}</th><th rowspan="3">実施時期及び教育時間</th></tr><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">小分類 (項目)</th><th rowspan="2">細目</th><th colspan="4">運転員</th></tr><tr><th>当直長 副当直長</th><th>運転員Ⅰ</th><th>運転員Ⅱ</th><th>放射性廃棄物処理設備 の業務に携わる者</th><th>燃料の取扱いの業務に 携わる者</th></tr><tr><td rowspan="2">関係法令及び保安規定 の遵守に関する事</td><td rowspan="2">保安規定並びに関係法令及び保安規定 の遵守</td><td rowspan="2"></td><td>総則、品質保証、保安管理制度、保安教育、 配給及び報告に関する規則の概要並びに関係 法令及び保安規定の遵守に関する事</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>保安に関する各種職及び各職務の具体的役割 と確認すべき記録</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="10">原子炉施設の停止措置 管理に関する事</td><td rowspan="10">施設運用管理</td><td rowspan="2">施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理についての概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)</td><td>×</td><td rowspan="10"><当直長、副当直長、運転員Ⅰ、運転員Ⅱ> 3年間で2.0時間以上^{※2} (上記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上^{※2} (上記※2と同枠内) <燃料の取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上^{※2} (上記※2と同枠内)</td></tr><tr><td>施設運用上の注意の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">監視・定期試験Ⅰ</td><td>監視の範囲と確認項目</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)</td><td>×</td></tr><tr><td>定期試験の内容と頻度</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">施設運用管理Ⅱ</td><td>施設運用管理の運用と記録</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>施設運用上の注意の具体的な役割と確認すべき 記録の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">監視・定期試験Ⅱ</td><td>監視時の確認項目の範囲</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>定期試験の操作と基準値</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">施設運用管理Ⅲ</td><td>施設運用上の注意及び記録を施した場合の措置の 範囲と運用</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>保安管理計画に 関することⅠ</td><td>施設定期検査時の検査項目概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="2">保安管理</td><td>保安管理計画に 関することⅡ</td><td>施設定期検査時の検査項目の概要</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="3">放射性廃棄物 管理</td><td>放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関する事</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)</td><td>×</td><td rowspan="3"><当直長、副当直長、運転員Ⅰ、運転員Ⅱ> 3年間で2.0時間以上^{※2} (上記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上^{※2} (上記※2と同枠内) <燃料の取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上^{※2} (上記※2と同枠内)</td></tr><tr><td rowspan="2">燃料管理</td><td>燃料の搬送管理に関する事</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>×</td><td>◎</td></tr><tr><td>燃料の運搬及び貯蔵に関する事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から視せられる。 ※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。 （ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある。） ・この○年間で○〇時間以上とは、運転員が行う一週間の教育の時間であり、上表はこの 教育時間の中に含まれている。（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。） ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。 ◎：全員が教育の対象者 （関連する業務内容に応じて教育内容に差あり） ×：教育の対象外	保安教育の内容			内 容	対象者 ^{※1}				実施時期及び教育時間	中分類	小分類 (項目)	細目	運転員				当直長 副当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備 の業務に携わる者	燃料の取扱いの業務に 携わる者	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	保安規定並びに関係法令及び保安規定 の遵守		総則、品質保証、保安管理制度、保安教育、 配給及び報告に関する規則の概要並びに関係 法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		保安に関する各種職及び各職務の具体的役割 と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	原子炉施設の停止措置 管理に関する事	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理についての概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	<当直長、副当直長、運転員Ⅰ、運転員Ⅱ> 3年間で2.0時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <燃料の取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内)	施設運用上の注意の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	監視・定期試験Ⅰ	監視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	定期試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	施設運用管理Ⅱ	施設運用管理の運用と記録	◎	◎	×	×	×	施設運用上の注意の具体的な役割と確認すべき 記録の概要	◎	◎	×	×	×	監視・定期試験Ⅱ	監視時の確認項目の範囲	◎	◎	×	×	×	定期試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×	施設運用管理Ⅲ	施設運用上の注意及び記録を施した場合の措置の 範囲と運用	◎	×	×	×	×	保安管理計画に 関することⅠ	施設定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	保安管理	保安管理計画に 関することⅡ	施設定期検査時の検査項目の概要	◎	×	×	×	×	放射性廃棄物 管理	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	<当直長、副当直長、運転員Ⅰ、運転員Ⅱ> 3年間で2.0時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <燃料の取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内)	燃料管理	燃料の搬送管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎	燃料の運搬及び貯蔵に関する事						
保安教育の内容			内 容	対象者 ^{※1}				実施時期及び教育時間																																																																																																																																		
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員																																																																																																																																						
				当直長 副当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備 の業務に携わる者		燃料の取扱いの業務に 携わる者																																																																																																																																	
関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	保安規定並びに関係法令及び保安規定 の遵守		総則、品質保証、保安管理制度、保安教育、 配給及び報告に関する規則の概要並びに関係 法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																		
			保安に関する各種職及び各職務の具体的役割 と確認すべき記録	◎	×	×	×	×																																																																																																																																		
原子炉施設の停止措置 管理に関する事	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理についての概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	<当直長、副当直長、運転員Ⅰ、運転員Ⅱ> 3年間で2.0時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <燃料の取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内)																																																																																																																																	
			施設運用上の注意の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×																																																																																																																																		
		監視・定期試験Ⅰ	監視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×																																																																																																																																		
			定期試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×																																																																																																																																		
		施設運用管理Ⅱ	施設運用管理の運用と記録	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																		
			施設運用上の注意の具体的な役割と確認すべき 記録の概要	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																		
		監視・定期試験Ⅱ	監視時の確認項目の範囲	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																		
			定期試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																		
		施設運用管理Ⅲ	施設運用上の注意及び記録を施した場合の措置の 範囲と運用	◎	×	×	×	×																																																																																																																																		
			保安管理計画に 関することⅠ	施設定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×		×																																																																																																																																
保安管理	保安管理計画に 関することⅡ	施設定期検査時の検査項目の概要	◎	×	×	×	×																																																																																																																																			
	放射性廃棄物 管理	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	<当直長、副当直長、運転員Ⅰ、運転員Ⅱ> 3年間で2.0時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内) <燃料の取扱いの業務に携わる者> 3年間で3時間以上 ^{※2} (上記※2と同枠内)																																																																																																																																		
燃料管理		燃料の搬送管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎																																																																																																																																			
		燃料の運搬及び貯蔵に関する事																																																																																																																																								

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考																																																																																																																																																															
181	第1編 1号炉 第10章 保安教育 第139条 表139-3	表139-3 所員への保安教育実施方針（運転員） <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">保安教育の内容</th><th rowspan="2">内 容</th><th colspan="5">対象者^{※1}</th><th rowspan="2">実施時期及び教育時間</th></tr><tr><th colspan="5">運転員</th></tr><tr><th>中核課</th><th>小分類 (項目)</th><th>細目</th><th></th><th>当所長 相当直長</th><th>運転員Ⅰ</th><th>運転員Ⅱ</th><th>放射線作業管理設備 の発注に携わる者</th><th>燃料の取扱いの業務に 携わる者</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">図解法令及び保安規定 の遵守に関する事 と</td><td rowspan="2">保安規定並びに関係法令及び保安規定 の遵守</td><td></td><td>総則、品質保証、保安管理規則、保安教育、九段及び停泊に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事 と</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr><tr><td></td><td>保安に関する各関係及び各職員の具体的な役割と職務の具体的な役割と職務とを確立すること</td><td>◎</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td rowspan="12">原子炉施設の運転 結露装置に関する こと</td><td rowspan="12">施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>施設運用管理Ⅰ</td><td>施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと</td><td rowspan="2">放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと</td><td>放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと</td><td>放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと</td><td>放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)</td><td>×</td><td></td></tr></table> ※1：各対象者に課せられている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本表は、同一科目であっても対象者の能力に応じて適切な範囲、長さで示される。 ・ある科目で、複数の項目をカバーする場合もある。 ・この2年間での時間以上とは、運転員が同一施設の勤務する期間であり、上表は、この勤務時間のみに含まれている。（1施設の勤務の時間を累積した時間ではない。） ・各項目の内容が密接に関わっていることから、項目毎の時間の累計は求めない。 ◎：全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に選定あり) ×：教育の対象外	保安教育の内容			内 容	対象者 ^{※1}					実施時期及び教育時間	運転員					中核課	小分類 (項目)	細目		当所長 相当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射線作業管理設備 の発注に携わる者	燃料の取扱いの業務に 携わる者		図解法令及び保安規定 の遵守に関する事 と	保安規定並びに関係法令及び保安規定 の遵守		総則、品質保証、保安管理規則、保安教育、九段及び停泊に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事 と	◎	◎	◎	◎	◎			保安に関する各関係及び各職員の具体的な役割と職務の具体的な役割と職務とを確立すること	◎	×	×	×	×		原子炉施設の運転 結露装置に関する こと	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×		・施設運用管理の教育項目の明確化 (恒久的措置、通則、異常時対応) ・記載の適正化
保安教育の内容							内 容	対象者 ^{※1}					実施時期及び教育時間																																																																																																																																																					
			運転員																																																																																																																																																															
中核課	小分類 (項目)	細目		当所長 相当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射線作業管理設備 の発注に携わる者	燃料の取扱いの業務に 携わる者																																																																																																																																																										
図解法令及び保安規定 の遵守に関する事 と	保安規定並びに関係法令及び保安規定 の遵守		総則、品質保証、保安管理規則、保安教育、九段及び停泊に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事 と	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																										
			保安に関する各関係及び各職員の具体的な役割と職務の具体的な役割と職務とを確立すること	◎	×	×	×	×																																																																																																																																																										
原子炉施設の運転 結露装置に関する こと	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		施設運用管理Ⅰ	施設運用管理Ⅰの概要・計画の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										
		放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	放射線防護及び保安 設備の設置に関する こと	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に關 することのみ)	×																																																																																																																																																										

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
182		（協力企業従業員への保安教育） 第 1 4 0 条 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表 1 4 0 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2. 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合は、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、安全に必要な教育が表 1 4 0 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3. 各マネージャーは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の取扱いにに関する業務の補助を協力企業に行わせる場合は、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表 1 3 9－1、2、3 の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 4. 各マネージャーは、第 3 項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎に、実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。	（協力企業従業員への保安教育） 第 1 4 0 条 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表 1 4 0 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2. 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合は、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、安全に必要な教育が表 1 4 0 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3. 各マネージャーは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の取扱いにに関する業務の補助を協力企業に行わせる場合は、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表 1 3 9－1、2、3 の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 4. 各マネージャーは、第 3 項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎に、実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。	

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	備考																																																																																													
183	第1編 1号炉 第10章 保安教育 第140条 表140	表140 保安教育実施方針（協力企業） （1）発電所人取得に安全上必要な教育 <table><tr><th colspan="4">保安教育の内容</th><th colspan="2">対象者^{※1}</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類 (要項の規則第92条の対応)</th><th>小分類 (項目)</th><th>内 容</th><th>実施時期</th><th>放射線業務従事者</th><th>放射線業務従事者以外</th></tr><tr><td rowspan="4">入炉前に実施する教育^{※2}</td><td rowspan="4">原子炉施設の種類・性能に関する事項 非常の場合に備すべき処置に関する事項 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 原子炉施設の廃止措置に関する事項</td><td rowspan="4"></td><td>作業上の留意事項</td><td rowspan="4">入炉時</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>非常の場合に備すべき処置の概要</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>関係法令及び保安規定の遵守に関する事項</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>原子炉施設の廃止措置に関する事項</td><td>◎</td><td>○</td></tr></table> （2）放射線業務従事者に対する教育 <table><tr><th colspan="3">保安教育の内容</th><th colspan="2">対象者及び教育時間^{※3}</th><th rowspan="2">電離放射線防護防止規程の分類</th></tr><tr><th>総括表中分類との対応</th><th>内 容</th><th>実施時期</th><th>放射線業務従事者</th><th>放射線業務従事者以外</th></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項^{※1}</td><td>①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の概要及び性状</td><td rowspan="17">管区区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就く場合</td><td>◎ (0.5時間以上)</td><td>×</td><td>核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する事項</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>③管区区域に関する事項</td><td rowspan="6">◎ (1.5時間以上)</td><td rowspan="6">×</td><td rowspan="6">原子炉施設における作業の方法に関する事項</td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項^{※1}</td><td>④核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序</td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項^{※1}</td><td>⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保管及び廃棄の作業の方法及び順序</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑥外部放射線による曝露当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の監視及び汚染の除去の方法</td></tr><tr><td>非常の場合に備すべき処置に関する事項^{※1}</td><td>⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事項^{※2} ・放射線管理に関する事項^{※2}</td><td>原子炉、放射性廃棄物の貯蔵設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法</td><td>◎ (1.5時間以上)</td><td>×</td><td>原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する事項</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>①電離放射線の種類及び性質^{※4} ②電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響^{※4}</td><td>◎ (0.5時間以上)</td><td>×</td><td>電離放射線の人体に与える影響</td></tr><tr><td>関係法令及び保安規定の遵守に関する事項^{※1}</td><td>法、令、方規安全衛生規則及び電離放射線管理防止規則中の関係事項</td><td>◎ (1.0時間以上)</td><td>×</td><td>関係法令</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>③管区区域への立入り及び退去の手順</td><td rowspan="7">◎ (2.0時間以上)</td><td rowspan="7">×</td><td rowspan="7">原子炉施設における作業の方法及び電離放射線設備の取扱い</td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項^{※1}</td><td>④核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業</td></tr><tr><td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項^{※1}</td><td>⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保管及び廃棄の作業</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑥外部放射線による曝露当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事項^{※1}</td><td>⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の監視及び汚染の除去</td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事項^{※2} ・放射線管理に関する事項^{※2}</td><td>⑧原子炉、放射性廃棄物の貯蔵設備及びその他の設備の取扱い</td></tr><tr><td>非常の場合に備すべき処置に関する事項^{※1}</td><td>⑨異常な事態が発生した場合における応急の措置</td></tr></table> ※1：各マニピュレータが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び理解を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から隔てられる。 ※3：保安教育の対象は、所定計画に従って実施する者のみを対象としている。 ◎：全員が教育の対象者 ○：業務に関連する者が教育の対象 ×：教育の対象外 ()：合計の教育時間	保安教育の内容				対象者 ^{※1}		大分類	中分類 (要項の規則第92条の対応)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	入炉前に実施する教育 ^{※2}	原子炉施設の種類・性能に関する事項 非常の場合に備すべき処置に関する事項 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 原子炉施設の廃止措置に関する事項		作業上の留意事項	入炉時	◎	○	非常の場合に備すべき処置の概要	◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	◎	○	原子炉施設の廃止措置に関する事項	◎	○	保安教育の内容			対象者及び教育時間 ^{※3}		電離放射線防護防止規程の分類	総括表中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の概要及び性状	管区区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就く場合	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する事項	放射線管理に関する事項 ^{※1}	③管区区域に関する事項	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する事項	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	④核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保管及び廃棄の作業の方法及び順序	放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑥外部放射線による曝露当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の監視及び汚染の除去の方法	非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※2} ・放射線管理に関する事項 ^{※2}	原子炉、放射性廃棄物の貯蔵設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する事項	放射線管理に関する事項 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ^{※4} ②電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ^{※4}	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の人体に与える影響	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ^{※1}	法、令、方規安全衛生規則及び電離放射線管理防止規則中の関係事項	◎ (1.0時間以上)	×	関係法令	放射線管理に関する事項 ^{※1}	③管区区域への立入り及び退去の手順	◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び電離放射線設備の取扱い	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	④核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保管及び廃棄の作業	放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑥外部放射線による曝露当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の監視及び汚染の除去	・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※2} ・放射線管理に関する事項 ^{※2}	⑧原子炉、放射性廃棄物の貯蔵設備及びその他の設備の取扱い	非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑨異常な事態が発生した場合における応急の措置	
保安教育の内容				対象者 ^{※1}																																																																																												
大分類	中分類 (要項の規則第92条の対応)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外																																																																																										
入炉前に実施する教育 ^{※2}	原子炉施設の種類・性能に関する事項 非常の場合に備すべき処置に関する事項 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 原子炉施設の廃止措置に関する事項		作業上の留意事項	入炉時	◎	○																																																																																										
			非常の場合に備すべき処置の概要		◎	◎																																																																																										
			関係法令及び保安規定の遵守に関する事項		◎	○																																																																																										
			原子炉施設の廃止措置に関する事項		◎	○																																																																																										
保安教育の内容			対象者及び教育時間 ^{※3}		電離放射線防護防止規程の分類																																																																																											
総括表中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外																																																																																												
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の概要及び性状	管区区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就く場合	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する事項																																																																																											
放射線管理に関する事項 ^{※1}	③管区区域に関する事項		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する事項																																																																																											
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	④核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序																																																																																															
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保管及び廃棄の作業の方法及び順序																																																																																															
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑥外部放射線による曝露当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法																																																																																															
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の監視及び汚染の除去の方法																																																																																															
非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法																																																																																															
・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※2} ・放射線管理に関する事項 ^{※2}	原子炉、放射性廃棄物の貯蔵設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する事項																																																																																											
放射線管理に関する事項 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ^{※4} ②電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ^{※4}		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の人体に与える影響																																																																																											
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ^{※1}	法、令、方規安全衛生規則及び電離放射線管理防止規則中の関係事項		◎ (1.0時間以上)	×	関係法令																																																																																											
放射線管理に関する事項 ^{※1}	③管区区域への立入り及び退去の手順		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び電離放射線設備の取扱い																																																																																											
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	④核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業																																																																																															
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ^{※1}	⑤核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保管及び廃棄の作業																																																																																															
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑥外部放射線による曝露当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視																																																																																															
放射線管理に関する事項 ^{※1}	⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の監視及び汚染の除去																																																																																															
・原子炉施設の構造、性能に関する事項 ^{※2} ・放射線管理に関する事項 ^{※2}	⑧原子炉、放射性廃棄物の貯蔵設備及びその他の設備の取扱い																																																																																															
非常の場合に備すべき処置に関する事項 ^{※1}	⑨異常な事態が発生した場合における応急の措置																																																																																															

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考																																																																																													
184	第1編 1号炉 第10章 保安教育 第140条 表140	表140 保安教育実施方針（協力企業） （1）発電所入所時に必要となる教育 <table><tr><th colspan="4">保安教育の内容</th><th colspan="2">対象者^{※1}</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類 (実用技能講習科目等の名称)</th><th>小分類 (項目)</th><th>内 容</th><th>実施時期</th><th>放射線業務従事者</th><th>放射線業務従事者以外</th></tr><tr><td rowspan="4">入所時に実施する教育^{※1}</td><td rowspan="4">原子炉施設の構造・性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の禁止行為に関する事</td><td>原子炉施設の構造・性能に関する事</td><td>作業上の留意事項</td><td rowspan="4">入所時</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>非常の場合に講ずべき処置に関する事</td><td>非常の場合に講ずべき処置の概要</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</td><td>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>原子炉施設の禁止行為に関する事</td><td>禁止行為の概要^{※3}</td><td>◎</td><td>◎</td></tr></table> （2）放射線業務従事者に対する教育 <table><tr><th colspan="3">保安教育の内容</th><th colspan="2">対象者及び教育時間^{※2}</th><th rowspan="2">電離放射線障害防止条例の分類</th></tr><tr><th>総括表中分類との対応</th><th>内 容</th><th>実施時期</th><th>放射線業務従事者</th><th>放射線業務従事者以外</th></tr><tr><td>放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事^{※1}</td><td>①放射性物質又は使用済燃料の搬運び取扱 ②放射性物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬運び取扱</td><td rowspan="17">筆庫区域内に設置して、放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就く者の時</td><td>◎ (0.5時間以上)</td><td>×</td><td>放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識</td></tr><tr><td>放射性物質に関する事^{※1}</td><td>③放射線に関する事</td><td rowspan="5">◎ (1.5時間以上)</td><td>×</td><td rowspan="5">原子炉施設における作業の方法に関する知識</td></tr><tr><td>放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事^{※1}</td><td>④放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序</td></tr><tr><td>放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事^{※1}</td><td>⑤放射性物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序</td></tr><tr><td>放射性物質に関する事^{※1}</td><td>⑥外周放射線による健康当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事^{※1}</td><td>⑦水、土、壁、設備等の表面の汚染の取扱い及び汚染の除去の方法</td></tr><tr><td>非常の場合に講ずべき処置に関する事^{※1}</td><td>⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</td><td rowspan="2">◎ (1.5時間以上)</td><td>×</td><td rowspan="2">原子炉施設に係る放射線の搬運び及び取扱いの方法に関する知識</td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事^{※1} ・放射線管理に関する事^{※1}</td><td>原子炉、放射線業務後の安全設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事^{※1}</td><td>⑨電離放射線の種類及び性質 ⑩電離放射線が生体の構造、組織、器官及び細胞に与える影響</td><td rowspan="2">◎ (0.5時間以上)</td><td>×</td><td rowspan="2">電離放射線の生体に対する影響</td></tr><tr><td>関係法令及び保安規定の遵守に関する事^{※1}</td><td>国、令、労働安全衛生規則及び環境放射線規制防止規則中の関係事項</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事^{※1}</td><td>⑪管理区域への立入り及び退避の制限</td><td rowspan="8">◎ (2.0時間以上)</td><td>×</td><td rowspan="8">原子炉施設における作業の方法及び防護設備に関する知識</td></tr><tr><td>放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事^{※1}</td><td>⑫放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業</td></tr><tr><td>放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事^{※1}</td><td>⑬放射性物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業</td></tr><tr><td>放射性物質に関する事^{※1}</td><td>⑭外周放射線による健康当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視</td></tr><tr><td>放射線管理に関する事^{※1}</td><td>⑮水、土、壁、設備等の表面の汚染の取扱い及び汚染の除去</td></tr><tr><td>・原子炉施設の構造、性能に関する事^{※1} ・放射線管理に関する事^{※1}</td><td>⑯原子炉、放射線業務後の安全設備及びその他の設備の取扱い</td></tr><tr><td>非常の場合に講ずべき処置に関する事^{※1}</td><td>⑰異常な事態が発生した場合における応急の措置</td></tr></table> ※1：各マネージャが、所長により別添送られた事項に就き、各項目の全記又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、該当する教育について実施することが出来る。 ※2：各対象者に必要とされている教育時間は、対象者となった時点から開始される。 ※3：①～⑧の教育内容は、禁止行為に関する事項のみを対象としている。 ◎：全員の教育の対象者 ○：一部に必要とする者の教育の対象 ×：教育の対象外 ()：合計の教育時間	保安教育の内容				対象者 ^{※1}		大分類	中分類 (実用技能講習科目等の名称)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	入所時に実施する教育 ^{※1}	原子炉施設の構造・性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の禁止行為に関する事	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要	◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	○	原子炉施設の禁止行為に関する事	禁止行為の概要 ^{※3}	◎	◎	保安教育の内容			対象者及び教育時間 ^{※2}		電離放射線障害防止条例の分類	総括表中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①放射性物質又は使用済燃料の搬運び取扱 ②放射性物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬運び取扱	筆庫区域内に設置して、放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就く者の時	◎ (0.5時間以上)	×	放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	放射性物質に関する事 ^{※1}	③放射線に関する事	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	④放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	⑤放射性物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	放射性物質に関する事 ^{※1}	⑥外周放射線による健康当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	放射線管理に関する事 ^{※1}	⑦水、土、壁、設備等の表面の汚染の取扱い及び汚染の除去の方法	非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る放射線の搬運び及び取扱いの方法に関する知識	・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射線業務後の安全設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	放射線管理に関する事 ^{※1}	⑨電離放射線の種類及び性質 ⑩電離放射線が生体の構造、組織、器官及び細胞に与える影響	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響	関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	国、令、労働安全衛生規則及び環境放射線規制防止規則中の関係事項	放射線管理に関する事 ^{※1}	⑪管理区域への立入り及び退避の制限	◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び防護設備に関する知識	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	⑫放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	⑬放射性物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業	放射性物質に関する事 ^{※1}	⑭外周放射線による健康当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	放射線管理に関する事 ^{※1}	⑮水、土、壁、設備等の表面の汚染の取扱い及び汚染の除去	・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑯原子炉、放射線業務後の安全設備及びその他の設備の取扱い	非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑰異常な事態が発生した場合における応急の措置	・記載の適正化
保安教育の内容				対象者 ^{※1}																																																																																												
大分類	中分類 (実用技能講習科目等の名称)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外																																																																																										
入所時に実施する教育 ^{※1}	原子炉施設の構造・性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の禁止行為に関する事	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○																																																																																										
		非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎																																																																																										
		関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○																																																																																										
		原子炉施設の禁止行為に関する事	禁止行為の概要 ^{※3}		◎	◎																																																																																										
保安教育の内容			対象者及び教育時間 ^{※2}		電離放射線障害防止条例の分類																																																																																											
総括表中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外																																																																																												
放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①放射性物質又は使用済燃料の搬運び取扱 ②放射性物質又は使用済燃料によって汚染された物の搬運び取扱	筆庫区域内に設置して、放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就く者の時	◎ (0.5時間以上)	×	放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識																																																																																											
放射性物質に関する事 ^{※1}	③放射線に関する事		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識																																																																																											
放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	④放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序																																																																																															
放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	⑤放射性物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序																																																																																															
放射性物質に関する事 ^{※1}	⑥外周放射線による健康当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法																																																																																															
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑦水、土、壁、設備等の表面の汚染の取扱い及び汚染の除去の方法																																																																																															
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る放射線の搬運び及び取扱いの方法に関する知識																																																																																											
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射線業務後の安全設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法																																																																																															
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑨電離放射線の種類及び性質 ⑩電離放射線が生体の構造、組織、器官及び細胞に与える影響		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に対する影響																																																																																											
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	国、令、労働安全衛生規則及び環境放射線規制防止規則中の関係事項																																																																																															
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑪管理区域への立入り及び退避の制限		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び防護設備に関する知識																																																																																											
放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	⑫放射性物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業																																																																																															
放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	⑬放射性物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業																																																																																															
放射性物質に関する事 ^{※1}	⑭外周放射線による健康当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視																																																																																															
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑮水、土、壁、設備等の表面の汚染の取扱い及び汚染の除去																																																																																															
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑯原子炉、放射線業務後の安全設備及びその他の設備の取扱い																																																																																															
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑰異常な事態が発生した場合における応急の措置																																																																																															

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																				
185		第 1 1 章 記録及び報告 （記録） 第 1 4 1 条 各室長及び各マネージャーは、表 1 4 1－1、表 1 4 1－3 <u>及び</u>表 1 4 1－4 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。（ただし、表 1 4 1－1 のうち、1. 及び 2. の記録は保存のみとする。）なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 組織は、表 1 4 1－2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 3. 各室長及び各マネージャーは、表 1 4 1－5 に定める保安に関する記録を保存する。 表 1 4 1－1 <table><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合^{※1}</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 使用前検査の結果</td><td>検査の都度</td><td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td></tr><tr><td>2. 施設定期検査の結果</td><td>検査の都度</td><td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td></tr><tr><td>3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</td><td>毎日 1 回</td><td>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td></tr><tr><td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名^{※2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是止処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td><td>保守管理の実施の都度</td><td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td></tr><tr><td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td><td>評価の都度</td><td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td></tr></table> （削除）	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{※2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是止処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	第 1 1 章 記録及び報告 （記録） 第 1 4 1 条 各室長及び各マネージャーは、表 1 4 1－1、表 1 4 1－3 <u>及び</u>表 1 4 1－4 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。（ただし、表 1 4 1－1 のうち、1. 及び 2. の記録は保存のみとする。）なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 組織は、表 1 4 1－2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 3. 各室長及び各マネージャーは、表 1 4 1－5 に定める保安に関する記録を保存する。 表 1 4 1－1 <table><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合^{※1}</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 使用前検査の結果</td><td>検査の都度</td><td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td></tr><tr><td>2. 施設定期検査の結果</td><td>検査の都度</td><td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td></tr><tr><td>3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</td><td>毎日 1 回</td><td>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td></tr><tr><td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名^{※2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是止処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td><td>保守管理の実施の都度</td><td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td></tr><tr><td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td><td>評価の都度</td><td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td></tr></table> （削除）	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{※2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是止処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																						
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																						
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																						
3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																						
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{※2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是止処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																						
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																						
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																						
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																						
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																						
3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																						
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{※2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是止処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																						
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																						

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																														
186		<table><tr><td>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</td><td>記録すべき場合^{※3}</td><td>保存期間</td></tr></table> (削除) <table><tr><td>6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td><td>配置又は配置替えの都度</td><td>5 年間</td></tr><tr><td>7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td><td>払出しの都度</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td><td>挿入前及び取出後</td><td>取出後 1 0 年間</td></tr><tr><td>9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td><td>毎日 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td><td>毎週 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</td><td>1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、 3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>12. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td><td>毎週 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子^{※3}の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量</td><td>1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、 3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、 1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量</td><td>原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td><td>その都度</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td><td>その者が当該業務に就く時</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td><td>運搬の都度</td><td>1 年間</td></tr></table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※3}	保存期間	6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	1 0 年間	8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 1 0 年間	9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日 1 回	1 0 年間	10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週 1 回	1 0 年間	11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、 3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	1 0 年間	12. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	1 0 年間	13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{※3} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、 3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、 1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 4	14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4	15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4	16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4	17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	<table><tr><td>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</td><td>記録すべき場合^{※3}</td><td>保存期間</td></tr></table> (削除) <table><tr><td>6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td><td>配置又は配置替えの都度</td><td>5 年間</td></tr><tr><td>7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td><td>払出しの都度</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td><td>挿入前及び取出後</td><td>取出後 1 0 年間</td></tr><tr><td>9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td><td>毎日 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td><td>毎週 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</td><td>1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、 3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>12. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td><td>毎週 1 回</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子^{※3}の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量</td><td>1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、 3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、 1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量</td><td>原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td><td>その都度</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td><td>その者が当該業務に就く時</td><td>※ 4</td></tr><tr><td>17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td><td>運搬の都度</td><td>1 年間</td></tr></table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※3}	保存期間	6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	1 0 年間	8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 1 0 年間	9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日 1 回	1 0 年間	10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週 1 回	1 0 年間	11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、 3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	1 0 年間	12. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	1 0 年間	13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{※3} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、 3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、 1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 4	14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4	15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4	16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4	17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※3}	保存期間																																																																																
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間																																																																																
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	1 0 年間																																																																																
8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 1 0 年間																																																																																
9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日 1 回	1 0 年間																																																																																
10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週 1 回	1 0 年間																																																																																
11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、 3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	1 0 年間																																																																																
12. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	1 0 年間																																																																																
13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{※3} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、 3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、 1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 4																																																																																
14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4																																																																																
15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4																																																																																
16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4																																																																																
17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間																																																																																
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※3}	保存期間																																																																																
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間																																																																																
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	1 0 年間																																																																																
8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 1 0 年間																																																																																
9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日 1 回	1 0 年間																																																																																
10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週 1 回	1 0 年間																																																																																
11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、 3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	1 0 年間																																																																																
12. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	1 0 年間																																																																																
13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{※3} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、 3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、 1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 4																																																																																
14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4																																																																																
15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4																																																																																
16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4																																																																																
17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間																																																																																

注) 赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																																																																				
187	第 1 編 1 号炉 第 1 1 章 記録及び報告 第 1 4 1 条 表 1 4 1 - 1	<table><thead><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合^{※1}</th><th>保存期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td><td>廃棄の都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td><td>封入又は固型化の都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td><td>広がりの防止及び除去の都度</td><td>1 年間</td></tr><tr><td>21. 事故の発生及び復旧の日時</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>22. 事故の状況及び事故に際して採った処置</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>23. 事故の原因</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>24. 事故後の処置</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>25. 風向及び風速</td><td>連続して</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>26. 降雨量</td><td>連続して</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>27. 大気温度</td><td>連続して</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>28. 保安教育の実施計画</td><td>策定の都度</td><td>3 年間</td></tr><tr><td>29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</td><td>実施の都度</td><td>3 年間</td></tr></tbody></table> (削除) <table><tr><td>30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる発電原子炉施設の設備の名称</td><td>廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度</td><td>※ 5</td></tr></table> ※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 ※ 2：実用炉規則第 3 7 条に基づく記録については、表 1 4 1 - 4 に示す。 (削除) ※ 3：妊娠不能と診断された者を除く。 ※ 4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※ 5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 5	19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5	20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1 年間	21. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5	22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5	23. 事故の原因	その都度	※ 5	24. 事故後の処置	その都度	※ 5	25. 風向及び風速	連続して	1 0 年間	26. 降雨量	連続して	1 0 年間	27. 大気温度	連続して	1 0 年間	28. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる 発電 原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5	<table><thead><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合^{※1}</th><th>保存期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</td><td>廃棄の都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td><td>封入又は固型化の都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</td><td>広がりの防止及び除去の都度</td><td>1 年間</td></tr><tr><td>21. 事故の発生及び復旧の日時</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>22. 事故の状況及び事故に際して採った処置</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>23. 事故の原因</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>24. 事故後の処置</td><td>その都度</td><td>※ 5</td></tr><tr><td>25. 風向及び風速</td><td>連続して</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>26. 降雨量</td><td>連続して</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>27. 大気温度</td><td>連続して</td><td>1 0 年間</td></tr><tr><td>28. 保安教育の実施計画</td><td>策定の都度</td><td>3 年間</td></tr><tr><td>29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</td><td>実施の都度</td><td>3 年間</td></tr></tbody></table> (削除) <table><tr><td>30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称</td><td>廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度</td><td>※ 5</td></tr></table> ※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。 ※ 2：実用炉規則第 3 7 条に基づく記録については、表 1 4 1 - 4 に示す。 (削除) ※ 3：妊娠不能と診断された者を除く。 ※ 4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※ 5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 5	19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5	20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1 年間	21. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5	22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5	23. 事故の原因	その都度	※ 5	24. 事故後の処置	その都度	※ 5	25. 風向及び風速	連続して	1 0 年間	26. 降雨量	連続して	1 0 年間	27. 大気温度	連続して	1 0 年間	28. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5	・記載の適正化
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																																																																						
18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 5																																																																																						
19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5																																																																																						
20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1 年間																																																																																						
21. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5																																																																																						
22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5																																																																																						
23. 事故の原因	その都度	※ 5																																																																																						
24. 事故後の処置	その都度	※ 5																																																																																						
25. 風向及び風速	連続して	1 0 年間																																																																																						
26. 降雨量	連続して	1 0 年間																																																																																						
27. 大気温度	連続して	1 0 年間																																																																																						
28. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間																																																																																						
29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間																																																																																						
30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる 発電 原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5																																																																																						
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																																																																						
18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 5																																																																																						
19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5																																																																																						
20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1 年間																																																																																						
21. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5																																																																																						
22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5																																																																																						
23. 事故の原因	その都度	※ 5																																																																																						
24. 事故後の処置	その都度	※ 5																																																																																						
25. 風向及び風速	連続して	1 0 年間																																																																																						
26. 降雨量	連続して	1 0 年間																																																																																						
27. 大気温度	連続して	1 0 年間																																																																																						
28. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間																																																																																						
29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間																																																																																						
30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5																																																																																						

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考												
188		表 1 4 1 - 2 第6条 <table><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>第 3 条（品質保証計画） 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 （1）第 3 条に定める品質保証計画 （2）品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 （1）原子力施設の重要度分類基準要項 （2）品質管理要項 （3）文書取扱要項 （4）品質記録管理要項 （5）品質目標及び品質保証計画管理要項 （6）品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 （7）マネジメントレビュー要項 （8）力量設定管理要項 （削除） （削除） （9）作業環境測定管理要項 （10）廃止措置管理業務要項 （11）燃料管理業務要項 （12）放射性廃棄物管理業務要項 （13）放射線管理業務要項 （14）保守管理業務要項 （15）原子力災害対策業務要項 （16）コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 （17）官庁申請手続取扱要項 （18）対外約束事項管理要項 （19）原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 （20）官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 （21）事故・故障時等対応要項 （22）設計管理要項 （23）調達管理要項 （24）重要設備取引先登録要項 （25）組織外所有物管理要項 （26）予備品・貯蔵品取扱要項 （27）内部監査要項 （28）業務プロセスレビュー要項 （29）試験・検査管理要項 （30）不適合管理要項 （31）原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 （32）データ分析要項</td><td>変更の都度</td><td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td></tr></table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	第 3 条（品質保証計画） 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 （1）第 3 条に定める品質保証計画 （2）品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 （1）原子力施設の重要度分類基準要項 （2）品質管理要項 （3）文書取扱要項 （4）品質記録管理要項 （5）品質目標及び品質保証計画管理要項 （6）品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 （7）マネジメントレビュー要項 （8）力量設定管理要項 （削除） （削除） （9）作業環境測定管理要項 （10）廃止措置管理業務要項 （11）燃料管理業務要項 （12）放射性廃棄物管理業務要項 （13）放射線管理業務要項 （14）保守管理業務要項 （15）原子力災害対策業務要項 （16）コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 （17）官庁申請手続取扱要項 （18）対外約束事項管理要項 （19）原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 （20）官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 （21）事故・故障時等対応要項 （22）設計管理要項 （23）調達管理要項 （24）重要設備取引先登録要項 （25）組織外所有物管理要項 （26）予備品・貯蔵品取扱要項 （27）内部監査要項 （28）業務プロセスレビュー要項 （29）試験・検査管理要項 （30）不適合管理要項 （31）原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 （32）データ分析要項	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	表 1 4 1 - 2 第6条 <table><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>第 3 条（品質保証計画） 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 （1）第 3 条に定める品質保証計画 （2）品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 （1）原子力施設の重要度分類基準要項 （2）品質管理要項 （3）文書取扱要項 （4）品質記録管理要項 （5）品質目標及び品質保証計画管理要項 （6）品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 （7）マネジメントレビュー要項 （8）力量設定管理要項 （削除） （削除） （9）作業環境測定管理要項 （10）廃止措置管理業務要項 （11）燃料管理業務要項 （12）放射性廃棄物管理業務要項 （13）放射線管理業務要項 （14）保守管理業務要項 （15）原子力災害対策業務要項 （16）コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 （17）官庁申請手続取扱要項 （18）対外約束事項管理要項 （19）原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 （20）官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 （21）事故・故障時等対応要項 （22）設計管理要項 （23）調達管理要項 （24）重要設備取引先登録要項 （25）組織外所有物管理要項 （26）予備品・貯蔵品取扱要項 （27）内部監査要項 （28）業務プロセスレビュー要項 （29）試験・検査管理要項 （30）不適合管理要項 （31）原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 （32）データ分析要項</td><td>変更の都度</td><td>変更後 5 年が経過するまでの期間</td></tr></table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	第 3 条（品質保証計画） 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 （1）第 3 条に定める品質保証計画 （2）品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 （1）原子力施設の重要度分類基準要項 （2）品質管理要項 （3）文書取扱要項 （4）品質記録管理要項 （5）品質目標及び品質保証計画管理要項 （6）品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 （7）マネジメントレビュー要項 （8）力量設定管理要項 （削除） （削除） （9）作業環境測定管理要項 （10）廃止措置管理業務要項 （11）燃料管理業務要項 （12）放射性廃棄物管理業務要項 （13）放射線管理業務要項 （14）保守管理業務要項 （15）原子力災害対策業務要項 （16）コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 （17）官庁申請手続取扱要項 （18）対外約束事項管理要項 （19）原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 （20）官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 （21）事故・故障時等対応要項 （22）設計管理要項 （23）調達管理要項 （24）重要設備取引先登録要項 （25）組織外所有物管理要項 （26）予備品・貯蔵品取扱要項 （27）内部監査要項 （28）業務プロセスレビュー要項 （29）試験・検査管理要項 （30）不適合管理要項 （31）原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 （32）データ分析要項	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間														
第 3 条（品質保証計画） 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 （1）第 3 条に定める品質保証計画 （2）品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 （1）原子力施設の重要度分類基準要項 （2）品質管理要項 （3）文書取扱要項 （4）品質記録管理要項 （5）品質目標及び品質保証計画管理要項 （6）品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 （7）マネジメントレビュー要項 （8）力量設定管理要項 （削除） （削除） （9）作業環境測定管理要項 （10）廃止措置管理業務要項 （11）燃料管理業務要項 （12）放射性廃棄物管理業務要項 （13）放射線管理業務要項 （14）保守管理業務要項 （15）原子力災害対策業務要項 （16）コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 （17）官庁申請手続取扱要項 （18）対外約束事項管理要項 （19）原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 （20）官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 （21）事故・故障時等対応要項 （22）設計管理要項 （23）調達管理要項 （24）重要設備取引先登録要項 （25）組織外所有物管理要項 （26）予備品・貯蔵品取扱要項 （27）内部監査要項 （28）業務プロセスレビュー要項 （29）試験・検査管理要項 （30）不適合管理要項 （31）原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 （32）データ分析要項	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間														
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間														
第 3 条（品質保証計画） 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録 1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 （1）第 3 条に定める品質保証計画 （2）品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 （1）原子力施設の重要度分類基準要項 （2）品質管理要項 （3）文書取扱要項 （4）品質記録管理要項 （5）品質目標及び品質保証計画管理要項 （6）品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 （7）マネジメントレビュー要項 （8）力量設定管理要項 （削除） （削除） （9）作業環境測定管理要項 （10）廃止措置管理業務要項 （11）燃料管理業務要項 （12）放射性廃棄物管理業務要項 （13）放射線管理業務要項 （14）保守管理業務要項 （15）原子力災害対策業務要項 （16）コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 （17）官庁申請手続取扱要項 （18）対外約束事項管理要項 （19）原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 （20）官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 （21）事故・故障時等対応要項 （22）設計管理要項 （23）調達管理要項 （24）重要設備取引先登録要項 （25）組織外所有物管理要項 （26）予備品・貯蔵品取扱要項 （27）内部監査要項 （28）業務プロセスレビュー要項 （29）試験・検査管理要項 （30）不適合管理要項 （31）原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 （32）データ分析要項	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間														

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																		
189		<table><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>(33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr></table> ※6：表 1 4 1－1、表 1 4 1－3 及び表 1 4 1－4 に掲げるものを除く。	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書			5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年	<table><tr><th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>(33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5 年</td></tr></table> ※6：表 1 4 1－1、表 1 4 1－3 及び表 1 4 1－4 に掲げるものを除く。	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書			5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年	
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																				
(33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書																						
5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年																				
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																				
(33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書																						
5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年																				

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁

補正箇所

190

補正前

表 1 4 1 - 3

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 原子炉施設の巡視状況及びその担当者の氏名（第 1 3 条第 2 項関連）	巡視は 1 ヶ月に 1 回以上	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間

表 1 4 1 - 4

記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第 4 3 条の 3 の 1 3 第 6 項の通知を受けるまでの期間

補正後

表 1 4 1 - 3

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 原子炉施設の巡視状況及びその担当者の氏名（第 1 3 条第 2 項関連）	巡視は 1 ヶ月に 1 回以上	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間

表 1 4 1 - 4

記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第 4 3 条の 3 の 1 3 第 6 項の通知を受けるまでの期間

備考

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																				
191		表 141-5 <table><tr><th>記録項目</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 熱出力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>2. 炉心の中性束密度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>3. 炉心の温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>7. 冷却材流量</td><td>10年間</td></tr><tr><td>8. 制御棒位置</td><td>1年間</td></tr><tr><td>9. 再結合装置内の温度</td><td>1年間</td></tr><tr><td>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td><td>1年間</td></tr><tr><td>11. 原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後10年間</td></tr><tr><td>12. 警報装置から発せられた警報^{※1}の内容</td><td>1年間</td></tr><tr><td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td><td>1年間</td></tr><tr><td>14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr><tr><td>15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr><tr><td>16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>※3</td></tr></table> ※1：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。 ※2：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、<u>原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</u> ※3：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	記録項目	保存期間	1. 熱出力	10年間	2. 炉心の中性束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 制御棒位置	1年間	9. 再結合装置内の温度	1年間	10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1年間	11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	12. 警報装置から発せられた警報 ^{※1} の内容	1年間	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間	14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2	15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2	16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3	表 141-5 <table><tr><th>記録項目</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 熱出力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>2. 炉心の中性束密度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>3. 炉心の温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>7. 冷却材流量</td><td>10年間</td></tr><tr><td>8. 制御棒位置</td><td>1年間</td></tr><tr><td>9. 再結合装置内の温度</td><td>1年間</td></tr><tr><td>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td><td>1年間</td></tr><tr><td>11. 原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後10年間</td></tr><tr><td>12. 警報装置から発せられた警報^{※1}の内容</td><td>1年間</td></tr><tr><td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td><td>1年間</td></tr><tr><td>14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr><tr><td>15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr><tr><td>16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>※3</td></tr></table> ※1：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。 ※2：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、<u>原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</u> ※3：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	記録項目	保存期間	1. 熱出力	10年間	2. 炉心の中性束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 制御棒位置	1年間	9. 再結合装置内の温度	1年間	10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1年間	11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	12. 警報装置から発せられた警報 ^{※1} の内容	1年間	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間	14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2	15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2	16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3	
記録項目	保存期間																																																																							
1. 熱出力	10年間																																																																							
2. 炉心の中性束密度	10年間																																																																							
3. 炉心の温度	10年間																																																																							
4. 冷却材入口温度	10年間																																																																							
5. 冷却材出口温度	10年間																																																																							
6. 冷却材圧力	10年間																																																																							
7. 冷却材流量	10年間																																																																							
8. 制御棒位置	1年間																																																																							
9. 再結合装置内の温度	1年間																																																																							
10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1年間																																																																							
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																																																							
12. 警報装置から発せられた警報 ^{※1} の内容	1年間																																																																							
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間																																																																							
14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2																																																																							
15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2																																																																							
16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3																																																																							
記録項目	保存期間																																																																							
1. 熱出力	10年間																																																																							
2. 炉心の中性束密度	10年間																																																																							
3. 炉心の温度	10年間																																																																							
4. 冷却材入口温度	10年間																																																																							
5. 冷却材出口温度	10年間																																																																							
6. 冷却材圧力	10年間																																																																							
7. 冷却材流量	10年間																																																																							
8. 制御棒位置	1年間																																																																							
9. 再結合装置内の温度	1年間																																																																							
10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1年間																																																																							
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																																																							
12. 警報装置から発せられた警報 ^{※1} の内容	1年間																																																																							
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間																																																																							
14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2																																																																							
15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2																																																																							
16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3																																																																							

注）赤色は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
205	第2編 2号炉 第6章 放射性廃棄物管理 第310条 			

注）赤字は補正箇所を、下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																																																
		表 3 1 0 - 2 <table><tr><th>分類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出管理担当 マネージャー</th></tr><tr><td rowspan="4">放射 性 気 体 廃 棄 物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒ガスモニタ</td><td>常時</td><td rowspan="2">発電長 (2号炉担当)</td></tr><tr><td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1 週間に 1 回</td></tr><tr><td>雑固体処理建屋 排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1 週間に 1 回</td><td>発電長 (2号炉担当)</td></tr><tr><td>2号炉原子炉格 納容器全体漏え い率検査排気</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>検査の都度</td><td>機械グループ マネージャー</td></tr></table> 表 3 1 0 - 3 <table><tr><th rowspan="2">排気筒等以外の排 気出口</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>作業の都度※1</td></tr></table> ※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー	放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒ガスモニタ	常時	発電長 (2号炉担当)	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	雑固体処理建屋 排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	発電長 (2号炉担当)	2号炉原子炉格 納容器全体漏え い率検査排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	機械グループ マネージャー	排気筒等以外の排 気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度※1	表 3 1 0 - 2 <table><tr><th>分類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出管理担当 マネージャー</th></tr><tr><td rowspan="4">放射 性 気 体 廃 棄 物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒ガスモニタ</td><td>常時</td><td rowspan="2">発電長 (2号炉担当)</td></tr><tr><td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1 週間に 1 回</td></tr><tr><td>雑固体処理建屋 排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1 週間に 1 回</td><td>発電長 (2号炉担当)</td></tr><tr><td>2号炉原子炉格 納容器全体漏え い率検査排気</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>検査の都度</td><td>機械グループ マネージャー</td></tr></table> 表 3 1 0 - 3 <table><tr><th rowspan="2">排気筒等以外の排 気出口</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>作業の都度※1</td></tr></table> ※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー	放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒ガスモニタ	常時	発電長 (2号炉担当)	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	雑固体処理建屋 排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	発電長 (2号炉担当)	2号炉原子炉格 納容器全体漏え い率検査排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	機械グループ マネージャー	排気筒等以外の排 気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度※1	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー																																																															
放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒ガスモニタ	常時	発電長 (2号炉担当)																																																															
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回																																																																
	雑固体処理建屋 排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	発電長 (2号炉担当)																																																															
	2号炉原子炉格 納容器全体漏え い率検査排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	機械グループ マネージャー																																																															
排気筒等以外の排 気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																	
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度※1																																																																	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当 マネージャー																																																															
放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒ガスモニタ	常時	発電長 (2号炉担当)																																																															
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回																																																																
	雑固体処理建屋 排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	発電長 (2号炉担当)																																																															
	2号炉原子炉格 納容器全体漏え い率検査排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	機械グループ マネージャー																																																															
排気筒等以外の排 気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																	
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度※1																																																																	

注）赤字は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考																																																																																		
	第2編 2号炉 第7章 放射線管理 第323条	（放射線計測器類の管理） 第323条 放射線・化学管理グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、表323に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 2. 電気・制御グループマネージャは、表323に定める電気・制御グループマネージャが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャは、実施の結果を電気・制御グループマネージャに通知する。 表323 <table><tr><th>分 類</th><th>計測器種類</th><th>担当マネージャ</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td><td>電子式個人線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td><td>体表面モニタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台</td></tr><tr><td>線量当量率測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台^{※1、※2}</td></tr><tr><td>電子式積算線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td><td>モニタリングポスト</td><td>電気・制御グループマネージャ</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>電気・制御グループマネージャ</td><td>1.6台^{※3}</td></tr><tr><td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td>積算線量計測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1台^{※1}</td></tr></table> ※1：1号及び2号炉共用 ※2：1台は第311条（放出管理用計測器の管理）表311の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の2台を含む。	分 類	計測器種類	担当マネージャ	数 量	1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}	2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1、※2}	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャ	3台 ^{※1}	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャ	1.6台 ^{※3}	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}	（放射線計測器類の管理） 第323条 放射線・化学管理グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、表323に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 2. 電気・制御グループマネージャは、表323に定める電気・制御グループマネージャが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャは、実施の結果を電気・制御グループマネージャに通知する。 表323 <table><tr><th>分 類</th><th>計測器種類</th><th>担当マネージャ</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td><td>電子式個人線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td><td>体表面モニタ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台</td></tr><tr><td>線量当量率測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>3台^{※1、※2}</td></tr><tr><td>電子式積算線量計</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1式^{※1}</td></tr><tr><td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td><td>モニタリングポスト</td><td>電気・制御グループマネージャ</td><td>3台^{※1}</td></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>電気・制御グループマネージャ</td><td>1.9台^{※3、※4}</td></tr><tr><td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1台^{※1}</td></tr><tr><td>積算線量計測定装置</td><td>放射線・化学管理グループマネージャ</td><td>1台^{※1}</td></tr></table> ※1：1号及び2号炉共用 ※2：1台は第311条（放出管理用計測器の管理）表311の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の2台を含む。 <u>※4：補固体焼却設備建屋（1号及び2号炉共用）の3台を含む。</u>	分 類	計測器種類	担当マネージャ	数 量	1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}	2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1、※2}	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャ	3台 ^{※1}	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャ	1.9台 ^{※3、※4}	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}	・エリアモニタ管理台数見直し（共用設備）による変更 ・エリアモニタ管理台数見直し（共用設備）による変更
分 類	計測器種類	担当マネージャ	数 量																																																																																			
1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}																																																																																			
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}																																																																																			
2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台																																																																																			
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}																																																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}																																																																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1、※2}																																																																																			
	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}																																																																																			
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャ	3台 ^{※1}																																																																																			
	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャ	1.6台 ^{※3}																																																																																			
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}																																																																																			
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}																																																																																			
分 類	計測器種類	担当マネージャ	数 量																																																																																			
1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}																																																																																			
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}																																																																																			
2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台																																																																																			
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}																																																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1}																																																																																			
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	3台 ^{※1、※2}																																																																																			
	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャ	1式 ^{※1}																																																																																			
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャ	3台 ^{※1}																																																																																			
	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャ	1.9台 ^{※3、※4}																																																																																			
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}																																																																																			
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャ	1台 ^{※1}																																																																																			

注）赤字は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（平成 28 年 8 月 31 日/総室発第 54 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備 考
210	附 則	<u>附 則（〇、〇、〇）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書（平成 28 年 2 月 12 日付総室発第 158 号）について原子力規制委員会の認可を受けた日から <u>1 0 日以内</u>に施行する。	<u>附 則（〇、〇、〇）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書（平成 28 年 2 月 12 日付総室発第 158 号/<u>平成〇年〇月〇日付総室発第〇号</u>）について原子力規制委員会の認可を受けた日の<u>翌日</u>から施行する。 <u>（適用日）</u> <u>第 2 条</u> <u>第 7 4 条（1 号の計画及び実施）第 2 項</u>については、<u>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請（平成 27 年 11 月 5 日付総室発第 78 号）の許可日及び敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（平成 27 年 11 月 5 日付総室発第 80 号）の施行日から適用する。</u>	・記載の適正化 ・運転号炉への配慮に係る条項の適用を追記

注）赤色は補正箇所を，下線は現行保安規定からの変更箇所を示すものである。赤色及び下線は改正事項に含まない。